

# やまびこグリーン調達ガイドライン

(お取引先様へのお願い)

第2版 2021年08月



製品を構成するたくさんの部品ひとつひとつの化学物質含有情報の提供をお願いいたします。

(上図は弊社代表製品群のひとつチェーンソー)

株式会社 やまびこ

## はじめに

現在、製品への含有化学物質について消費者の関心も衣食住関連分野を中心に高まってきており有害な化学物質に暴露され、健康への影響の可能性があるのではないかとの観点から、製品中に含有されている化学物質に関する情報開示を求める社会的な要請が高まってきています。

それを受け、製品含有化学物質について欧州が世界を牽引する形で「RoHS指令」、「REACH規則」を定め、各国も追随した法規制整備が進んでいます。

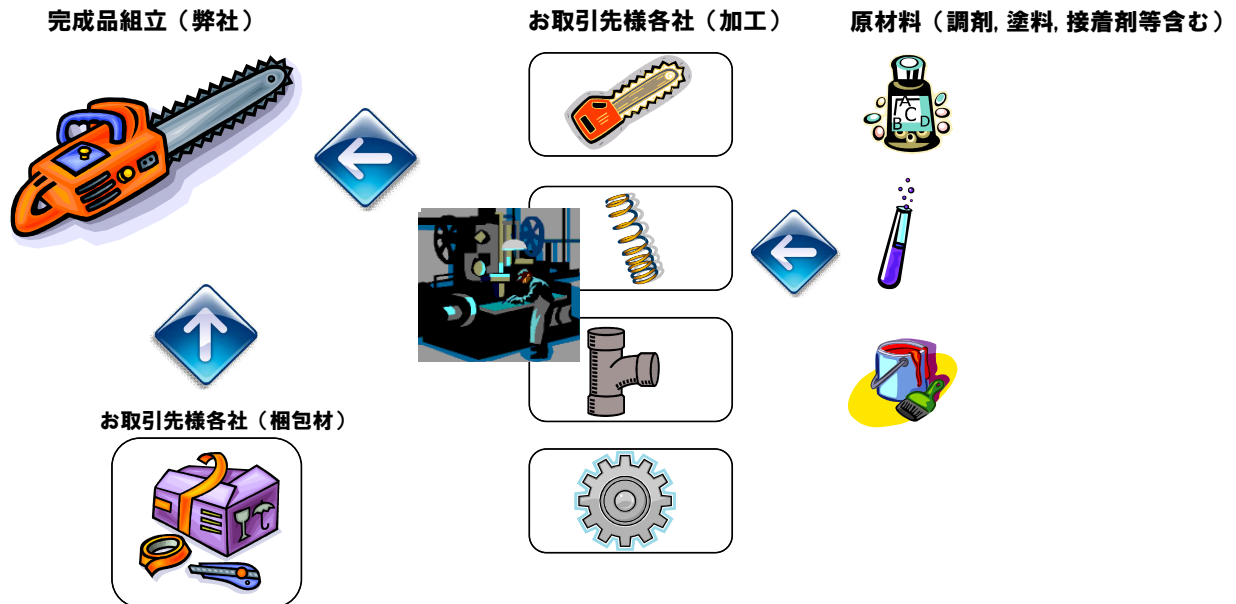
やまびこ製品を今後も継続的に販売していくには、それらの法規制対応を要することが必至の状況であります。

すなわち、やまびこサプライチェーン全お取引先様に含有化学物質情報の提供と管理をお願いし、社会要請に応えた安全な製品をやまびこは、市場に供給する責任と義務を果たさなければなりません。

本件への対応に当たって、含有化学物質管理の考え方ならびに情報伝達についてグリーン調達ガイドラインをまとめましたので、お取引先様各社のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 含有化学物質管理の考え方

含有化学物質管理については、『製品を構成する全ての調達品ならびに製品とともに出荷される包装材などの物品が適用範囲』とします。製品はお取引先様各社より納品される様々な部品で構成され、弊社にて完成製品として市場に供給されます。



お取引先様各社にて製造されている部品は、原材料からはじまり、調剤や塗料、接着剤等を調達し、加工を施し、梱包して、弊社に納品されます。部品は製造過程にて様々な化学物質が含有され部品となるものがほとんどです。

含有化学物質管理とは文字通り、「部品に最終的に含まれる化学物質の質量がどれくらいあるのか？」ということであり、これを管理し弊社にご報告いただくこととなります。

弊社ではご報告いただいた個々の化学物質が法規制に適合しているか、あるいは自社基準に適合しているかを判断いたします。

## 2. 適用範囲

### -1 調査適用範囲の取引先様

本ガイドラインに対象のお取引先様は、弊社に製品を構成する部材（2.-2 調査適用範囲の対象の製品・部材 参照）を納入いただき、一次お取引先様を対象とします。

なお、一次お取引先様において、二次お取引先様に対しても、弊社「やまびこグリーン調達ガイドライン」の要求事項を伝えていただき、製品含有化学物質管理の情報伝達の連鎖を構築いただきますようお願いいたします。必要により二次お取引先様も要求事項の確認対象とさせていただきます場合がありますことを、ご了承願います。

### -2 調査適用範囲の製品・部材

弊社の製品および製品を構成する部材が対象となります。

(1) 製品の対象範囲は、以下の通りです。

- 1) 弊社が設計・製造し販売する製品
- 2) 弊社が第三者に設計・製造を委託し、または他社の製品を購入して、弊社のブランドをつけて販売する製品
- 3) 第三者から設計・製造の委託を受けた製品。（ただし、当該第三者から指定された部材は除く）

ただし、他社製品の代理販売を担うなど、弊社に設計・製造に関する責任がない製品は、本ガイドラインの適用範囲から除く。

(2) 部材の具体的な事例は、以下の通り。

- 1) 部品、材料（電子部品、加工部品、原材料、梱包・包装材など）
- 2) 機能ユニット・モジュール、アッシ品などの組立品など
- 3) 副資材などの構成材料（はんだ材料、接着剤、インク、グリス、テープなど）
- 4) 取扱説明書
- 5) 補用部品、付属品、アクセサリ

## 3. お取引先様にお願いする事項

### -1 品質保証協定書の締結

### -2 含有化学物質の情報伝達

該当する購買品のお取引先様にメールで調査依頼をいたしますので決められた書式での回答をお願いします。

### -3 製造工程における環境影響物質の適正な管理

お取引先様からの納入品に最終的に含有せずとも、製造、貯蔵、輸送等の段階で使用される化学物質について、供給保全の趣旨から調査をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

また、環境影響物質の適正な管理体制を確認するために、お取引先様に対して、現地確認を実施することがあります。その際には、ご協力をお願いいたします。

## 4. 含有化学物質の情報伝達

### -1 含有化学物質の情報収集について

化学物質の含有化学物質の情報を収集する際は、経済性、工業技術的見地から合理的な範囲で、お取引先様の最善の手段を採用してください。

含有禁止物質は、国内外の法規制などにより使用が原則的に禁止されていますので、「意図的な添加」または「不純物などの非意図的混入」にかかわらず、当該化学物質の含有が無いまたは、所定の閾値以下であることが、合理的な手続きにより、順法の視点から保証していただく必要があります。

含有管理物質および自主管理物質は、製品への当該化学物質の含有の有無に関わらず、含有情報の適切な管理が必要です。また、「該当化学物質の含有を示す情報が現時点で無い」場合についても、無いということを送達すべき情報となりますのでご注意ください。

### -2 情報提供方法について

#### (1) 弊社が指定するフォーマットでの化学物質含有量の報告

成形品 : 原則、chemSHERPA-AI

物質及び調剤 : 原則、chemSHERPA-CI

ご記入にあたっては、chemSHERPA で提供するデータ作成支援ツールをご利用ください。詳しい回答方法については、chemSHERPA で提供するマニュアル、利用ルールをご参照ください。なお、入手先は、下記URL をご参照ください。

URL : <https://chemsherpa.net/tool>

利用ルール、回答方法等については、上記のURLより入手可能なchemSHERPA製品含有化学物質情報利用ルール、各種操作マニュアル、入力マニュアルをご参照ください。

#### (2) 弊社指定の非含有証明書または、全廃証明書。

また、提出いただきました含有情報を精査するために、お取引先様に対して追加情報・第三者分析機関が発行する分析報告書・分析サンプルなどの提供を依頼することがあります。その際はご協力をお願いします。

### -3 材料・製造方法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合

納入品に関して、使用材料、製造方法、製造場所、主要な生産設備、製造上の責任者などについて変更が発生した場合には、変更内容と影響範囲についてその都度速やかにご連絡ください。その際に、上記弊社指定のフォーマットでの化学物質含有量の報告を提出願います。また、化学物質の含有情報に関しても、新たに含有が判明した場合や、すでに報告された内容に変更が生じた場合も同様にご対応をよろしくをお願いします。

## 5. 含有化学物質の管理区分

やまびこでは、法規制で定められた化学物質について、管理区分を設けて含有化学物質管理を実施しています。

表1. 管理区分の意味と物質の選定方法

管理区分	管理区分の意味	対象物質の選定方法
含有禁止物質 【表3】	製品・部材への原則含有禁止。 もしくは使用用途を限定し、使用可	法規制により既に含有が禁止されている。もしくは、やまびこが独自に含有を禁止と定めた物質。
含有管理物質 【表4】	含有情報の把握と代替化検討の推進	IEC62474で定められた物質のうち、法規制において含有量や含有率の把握が要求されている物質、または法規制として、含有している場合の表示の要求もしくは安全性などの情報提供の要求されている物質。
自主管理物質	含有情報の把握	含有禁止物質/含有管理物質以外の物質

表1の管理区分（含有禁止物質／含有管理物質）にあたる物質は必ずその含有の有無を確認し、以下の情報を提供してください。

- (1) 調査対象物に0.1wt%を超える場合は必ず含有濃度を報告してください。
- (2) 調査対象物に0.1wt%以下の場合でも知り得た範囲で含有濃度を報告してください。
- (3) IEC62474に定める物質が追加された場合は、速やかに追加物質の含有有無を把握し、上記(1)(2)の対応をしてください。

なお、表1の自主管理物質については以下の対応をお願いします。

- 1 知り得た範囲内で含有濃度を報告してください。
- 2 新たに含有情報を入手した場合は速やかに報告をしてください。

基本、含有量の報告とするが、含有しない場合、含有情報がない場合は非含有証明を発行してください。その場合の書式は別途ご案内申し上げます。

☒報告の無い中で、表1の管理区分で、含有禁止物質／含有管理物質に含まれる物質が0.1wt%を超える濃度で含有していることが判明した場合や禁止物質が含有していることが判明した場合には、購入品の品質に係るやまびこの重要要求事項に反するため<sup>かし</sup>瑕疵担保責任が発生いたします。また原因究明を求めています。

☒受理図・仕様書・図面等で本グリーン調達ガイドラインの掲載されている物質が示される場合があります。この場合は、受理図・仕様書・図面等を優先します。

表2. 管理区分の法規制、業界標準等

対 象 法 令	概 要	備 考
(日本)化審法(第一種特定化学物質)	日本の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(通称「化審法」)の第一種特定化学物質。第一種特定化学物質は、難分解、高蓄積、人または高次捕食動物への長期毒性があるものとして政令で定められており、製造・輸入の原則禁止(許可制)、政令指定製品の輸入禁止などの管理措置がとられている。	本調達ガイドラインで禁止物質を除く
(米国)有害物質規制法(TSCA)使用禁止または制限物質(第6条)	米国の有害物質規制法(Toxic Substances Control Act:TSCA)の化学物質および混合物の優先順位付け、リスク評価、および規制(第6条)の規制対象物質。これらの物質は化学物質およびその混合物の製造、輸入、加工、流通、廃棄などの過程で人の健康や環境に不当なリスクをもたらす恐れがあるとして、製造、加工流通の禁止や制限などの措置が適用されている。	本調達ガイドラインで禁止物質を除く
(EU)RoHS指令 Annex II	欧州の電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS指令)のAnnex IIで指定されている物質(群)。これらの物質(群)は同指令第4条で使用が制限(ただし、Annex IIIに適用除外用途あり)されている。やまびこが提供している製品は、カテゴリ6の電動製品とカテゴリ11のその他の電気・電子機器に該当するが、詳細の分類については、RoHS指令の定義による。	本調達ガイドラインで禁止物質を除く
(EU)POPs規則 Annex I	残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants; POPs)に関するストックホルム条約のEUにおける担保法(ストックホルム条約締結加盟国は、対象となっている物質について、条約を担保できるように国内法を整備することとなっている)であるPOPs規則のANNEX Iに収載されている物質。これらの物質は、原則製造、上市および使用が禁止される(適用除外規定あり)。	本調達ガイドラインで禁止物質を除く
(EU)REACH規則 Candidate List of SVHC for Authorisation(認可対象候補物質)およびAnnex XIV(認可対象物質)	EUにおける化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則(REACH; Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals, 2007年6月1日発効)に基づき、EU加盟国または欧州化学品庁(ECHA)が高懸念物質(SVHC; Substances of Very High Concern)のクライテリアを満たす物質から特定した物質で、REACH規則のAnnex XIVの認可対象物質リスト(Authorisation List)に収載されている物質及びその候補として認可対象候補物質リスト(Candidate List, chemSHERPAでSVHCとは、こちらを指す。)に収載されている物質。Annex XIVの認可対象物質リストに収載された物質は、同規則56条で、上市及び使用について認可の対象とされている。また認可対象候補物質リストに収載された物質を成形品に含有する場合、一定要件下で届出義務(第7条)と情報伝達義務(第33条)が課されている。 なお、認可対象物質リストに収載されても、認可対象候補物質リストから削除されるわけではない。	本調達ガイドラインで禁止物質を除く
(EU)REACH規則 Annex XVII(制限対象物質)	EUにおける化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則(REACH; Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals, 2007年6月1日発効)のAnnex XVII(ある種の危険な物質、混合物及びアーティクルの製造、上市場及び使用に関する制限)に収載されている物質。これらの物質は同規則67条で、制限の条件に合致していない場合には、製造、上市または使用が禁止されている。	本調達ガイドラインで禁止物質を除く
Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	各国の自動車、自動車部品、化学メーカーで構成されたGASG(Global Automotive Stakeholder Group)が作成している自動車業界共通の管理化学物質リスト(GADSL; Global Automotive Declarable Substance List)。	本調達ガイドラインで禁止物質を除く
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	国際電気標準会議(IEC; International Electrotechnical Commission)が作成したIEC 62474の報告対象物質リストに収載されている報告対象物質/物質群。報告対象物質群については、参照物質リストに個別の物質が例示されている。	本調達ガイドラインで禁止物質を除く

## 6. 用語の定義

- ・ chemSHERPA (ケムシェルパ)

chemSHERPA (ケムシェルパ) は、①信頼できる効率的な製品中の化学物質の情報伝達スキームとして多種の製品や業界で使用できること、②情報の「責任ある提供」を確保するために「共通の物質リストを基本とする成分情報」及び「法規制への遵法情報」を提供できること、を念頭に設計されている。現在、このスキームは産業界の自主活動として位置づけられ、2016年4月からアーティクルマネージメント推進協議会 (JAMP) により運営されている。

- ・ chemSHERPA-AI / chemSHERPA-CI

chemSHERPA-AI (ケムシェルパーエイアイ) のAIとは、Article Informationの略で、成形品の製品含有化学物質情報のことをいい、含有される管理対象物質の成分情報、及び遵法判断情報を伝達する。

chemSHERPA-CI (ケムシェルパーシアイ) のCIとは、Chemical Informationの略で、化学品の製品含有化学物質情報のことで、含有される管理対象物質の成分情報を伝達する。

【表3】禁止物質一覧

注1.報告用途:法規制で規制される物質の対象用途。

物質毎に、「全製品」、「電池」、「織物製品」などの対象用途が指定される。

この対象用途に該当しない場合は含有化学物質管理の対象外になる。

注2.報告閾値:法規制で規制される物質の対象用途における閾値。

報告閾値が含有となった場合は、「報告レベル(製品/成形品/部品/材料)」に示されている分母で計算した含有率で含有を判断する。

注3.CAS番号: CAS番号の無い物質に対しては、chemSHERPAのSN番号を記載している場合があります。

注4.本資料に掲載されている化学物質に記載で無くても、対象となる化学物質が存在する場合があります。

No.1	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替品	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加 - 均質材料中の0.005wt%(50ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	1336-36-3	
モノメチルテトラクロロジフェニルメタン (Ugilec141)	76253-60-6	
モノメチルジクロロジフェニルメタン (Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8	
モノメチル-ジプロモ-ジフェニル メタン プロモベンジルプロモトルエン, 異性体混合物 商品名: DBBT	99688-47-8	
その他のポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替品	-	
主な適用法令	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) POPs規則 Annex I (EU) REACH規則 Annex XVII (米国) 有害物質規制法(TSCA)	
備考		

No.2	ポリ塩化ナフタレン類	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ポリ塩化ナフタレン	70776-03-3	
1-クロロナフタレン	90-13-1	
2-クロロナフタレン	91-58-7	
1,5-ジクロロナフタレン	1825-30-5	
1,4-ジクロロナフタレン	1825-31-6	
1,2-ジクロロナフタレン	2050-69-3	
1,6-ジクロロナフタレン	2050-72-8	
1,7-ジクロロナフタレン	2050-73-9	
1,8-ジクロロナフタレン	2050-74-0	
2,3-ジクロロナフタレン	2050-75-1	
2,6-ジクロロナフタレン	2065-70-5	
1,3-ジクロロナフタレン	2198-75-6	
2,7-ジクロロナフタレン	2198-77-8	
クロロナフタレン	25586-43-0	
ジクロロナフタレン	28699-88-9	
ペンタクロロナフタレン	1321-64-8	
トリクロロナフタレン	1321-65-9	
ヘキサクロロナフタレン	1335-87-1	
テトラクロロナフタレン	1335-88-2	
オクタクロロナフタレン	2234-13-1	
1,4,6-トリクロロナフタレン	2437-54-9	



No.2	ポリ塩化ナフタレン類(続き)	
化学物質名		CAS No.(注3)
1,4,5-トリクロロナフタレン		2437-55-0
1,4,5,8-テトラクロロナフタレン		3432-57-3
1,2,4,8-テトラクロロナフタレン		6529-87-9
1,2,4,5-テトラクロロナフタレン		6733-54-6
1,2,3,6,7,8-ヘキサクロロナフタレン		17062-87-2
1,2,3,4-テトラクロロナフタレン		20020-02-4
1,3,5,8-テトラクロロナフタレン		31604-28-1
ヘプタクロロナフタレン		32241-08-0
2,3,6,7-テトラクロロナフタレン		34588-40-4
1,2,4-トリクロロナフタレン		50402-51-2
1,2,3-トリクロロナフタレン		50402-52-3
1,3,5-トリクロロナフタレン		51570-43-5
1,2,6-トリクロロナフタレン		51570-44-6
1,2,4,6-テトラクロロナフタレン		51570-45-7
1,2,3,5-テトラクロロナフタレン		53555-63-8
1,3,5,7-テトラクロロナフタレン		53555-64-9
1,2,3,5,7-ペンタクロロナフタレン		53555-65-0
1,2,5-トリクロロナフタレン		55720-33-7
1,2,7-トリクロロナフタレン		55720-34-8
1,2,8-トリクロロナフタレン		55720-35-9
1,3,6-トリクロロナフタレン		55720-36-0
1,3,7-トリクロロナフタレン		55720-37-1
1,3,8-トリクロロナフタレン		55720-38-2
1,6,7-トリクロロナフタレン		55720-39-3
2,3,6-トリクロロナフタレン		55720-40-6
1,2,3,7-テトラクロロナフタレン		55720-41-7
1,3,6,7-テトラクロロナフタレン		55720-42-8
1,4,6,7-テトラクロロナフタレン		55720-43-9
1,2,3,4,5,6,7-ヘプタクロロナフタレン		58863-14-2
1,2,3,4,5,6,8-ヘプタクロロナフタレン		58863-15-3
1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロナフタレン		58877-88-6
1,2,4,7-テトラクロロナフタレン		67922-21-8
1,2,5,6-テトラクロロナフタレン		67922-22-9
1,2,5,7-テトラクロロナフタレン		67922-23-0
1,2,6,8-テトラクロロナフタレン		67922-24-1
1,2,3,4,5-ペンタクロロナフタレン		67922-25-2
1,2,3,4,6-ペンタクロロナフタレン		67922-26-3
1,2,3,4,5,7-ヘキサクロロナフタレン		67922-27-4
1,2,4,5,6,8-ヘキサクロロナフタレン		90948-28-0
1,2,4,5,7,8-ヘキサクロロナフタレン		103426-92-2
1,2,3,4,5,8-ヘキサクロロナフタレン		103426-93-3
1,2,3,5,7,8-ヘキサクロロナフタレン		103426-94-4
1,2,3,4,6,7-ヘキサクロロナフタレン		103426-96-6
1,2,3,5,6,7-ヘキサクロロナフタレン		103426-97-7
1,2,3,6-テトラクロロナフタレン		149864-78-8
1,2,6,7-テトラクロロナフタレン		149864-79-9
1,2,5,8-テトラクロロナフタレン		149864-80-2
1,2,3,8-テトラクロロナフタレン		149864-81-3
1,2,7,8-テトラクロロナフタレン		149864-82-4
1,2,3,7,8-ペンタクロロナフタレン		150205-21-3
1,3,6,8-テトラクロロナフタレン		150224-15-0
1,2,3,6,7-ペンタクロロナフタレン		150224-16-1
1,2,4,6,7-ペンタクロロナフタレン		150224-17-2
1,2,3,5,6-ペンタクロロナフタレン		150224-18-3
1,2,4,5,7-ペンタクロロナフタレン		150224-19-4
1,2,4,5,6-ペンタクロロナフタレン		150224-20-7
1,2,4,7,8-ペンタクロロナフタレン		150224-21-8

No.2	ポリ塩化ナフタレン類(続き)	
化学物質名		CAS No.(注3)
1,2,4,6,8-ペンタクロロナフタレン		150224-22-9
1,2,3,6,8-ペンタクロロナフタレン		150224-23-0
1,2,3,5,8-ペンタクロロナフタレン		150224-24-1
1,2,4,5,8-ペンタクロロナフタレン		150224-25-2
その他のポリ塩化ナフタレン		-
主な適用法令	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) POPs規則 Annex I	
備考		

No.3	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	
報告用途(注1)		基準/報告閾値(注2)
全製品		- 意図的添加
適用除外	無	
化学物質名		CAS No.(注3)
トリブチルスズ=オキシド(TBTO)		56-35-9
主な適用法令	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.4	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数10~13)	
報告用途(注1)		基準/報告閾値(注2)
全製品		- 意図的添加 - 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)
適用除外	無	
化学物質名		CAS No.(注3)
クロロアルカン C10-13		85535-84-8
クロロアルカン C10-12		108171-26-2
クロロアルカン C12-13		71011-12-6
クロロアルカン		61788-76-9
その他の短鎖型塩化パラフィン		-
主な適用法令	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) POPs規則 Annex I (EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.5	アスベスト類	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
アスベスト類	1332-21-4 132207-32-0 132207-33-1	
アクチノライト	77536-66-4	
アモサイト(Grunerite)	12172-73-5	
アンソフィライト	77536-67-5	
クリソタイル	12001-29-5	
クロソドライト	12001-28-4	
トレモライト	77536-68-6	
主な適用法令	(日本)労働安全衛生法 (EU) REACH規則 Annex XVII (米国) 有害物質規制法(TSCA)	
備考		

No.6	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.005wt%(50ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ポリ塩化ターフェニル(全ての異性体及び同族体)	61788-33-8	
その他のポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	-	
主な適用法令	(EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.7	ジメチル=フマレート(フマル酸ジメチル)	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.00001wt%(0.1ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ジメチル=フマレート(フマル酸ジメチル)(DMF)	624-49-7	
主な適用法令	(EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.8	パーフルオロオクタン sulfon 酸(PFOS) 又はその塩	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
織物またはその他のコートされた材料	- 意図的添加 - 均質材料中の $1 \mu\text{g}/\text{m}^2$	
織物またはその他のコートされた材料を除く全製品	- 意図的添加 - 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)(PFOSの合計として)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
パーフルオロオクタン sulfon 酸塩- (PFOS)C8F17SO2X, Xは OR, NR または他の誘導品	例) 624-49-7	
ペルフルオロオクタン-1-スルホニル=フルオリド- (PFOSF)	307-35-7	
1, 1-ジクロロエテン、ドデカン-1-イル=メタクリラート及び2-[N-メチルペルフルオロアルカン(C=4~8)スルホンアミド]エチル=アクリラートの重合体	306975-62-2	
N-エチル-N-(ヘプタデカフルオロオクチルスルホニル)グリシンカリウム	2991-51-7	
その他のパーフルオロオクタン sulfon 酸(PFOS) 又はその塩	-	
主な適用法令	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) POPs規則 Annex I	
備考	ここに列挙されていない異性体を含む可能性が存在する	

No.9	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアルゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアルゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	3846-71-7	
主な適用法令	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.10	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加 - 均質材料中の0.01wt%(100ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	25637-99-4,4736-49-6 65701-47-5,138257-17-7 138257-18-8,138257-19-9 169102-57-2,678970-15-5 678970-16-6,678970-17-7 3194-55-6	
$\alpha$ -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-50-6	
$\beta$ -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-51-7	
$\gamma$ -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-52-8	
その他のヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)類	-	
主な適用法令	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) POPs規則 Annex I (EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.11	カドミウム/カドミウム化合物			
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)			
電池を除く全製品	- 意図的添加 - 均質材料中の0.01wt%(100ppm)			
アルカリ電池/マンガン電池/ニッケル水素電池(ボタン型電池は除く)	- 電池中のカドミウムの0.001wt% (10ppm)			
上記以外の電池	- 電池中のカドミウムの0.002wt% (20ppm)			
適用除外				
用途(報告用途)	法規制_表示記号	適用除外用途の説明*1	カテゴリ*2	含有禁止日
電池を除く全製品	RoHS_8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物	1~7, 10 11	既に納入禁止 2024/07/21
	RoHS_8(b)-I	以下電気接点中のカドミウムおよびその化合物 ・サーキットブレーカ ・温度制御センサー ・密閉型を除くサーマルモータープロテクター ・交流 250V 以上で定格電流 6A 以上、または交流 125V 以上で定格電流 12A 以上の交流スイッチ ・定格電力が直流 18V 以上で定格電流 20A 以上の直流スイッチ ・200Hz 以上の電源を用いて使用されるスイッチ	1~7, 10	更新申請中
	RoHS_13(b)	フィルタガラスおよび反射率標準用ガラス中のカドミウムおよび鉛	11	2024/07/21
	RoHS_13(b)-II	ストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム	1~7, 10	更新申請中
	RoHS_13(b)-III	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛	1~7, 10	更新申請中
	RoHS指令適用除外(2011/65/EU ANNEX III)の記載事項 <a href="https://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/adaptation_en.htm">https://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/adaptation_en.htm</a> Exemptions list - validity and rolling plan			
化学物質名	CAS No.(注3)			
カドミウム	7440-43-9			
酸化カドミウム	1306-19-0			
硫化カドミウム	1306-23-6			
塩化カドミウム	10108-64-2			
硫酸カドミウム	10124-36-4 31119-53-6			
水酸化カドミウム	21041-95-2			
その他のカドミウム化合物	-			
主な適用法令	(EU) RoHS指令 (EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII (EU) 電池指令			
備考	*1.適用除外用途の説明において、RoHS指令との差異がある場合は指令を優先とする。 *2.カテゴリは、RoHS指令の定義による。			

No.12	鉛/鉛化合物			
報告用途(注1)		基準/報告閾値(注2)		
電池を除く全製品		- 均質材料中の鉛の0.1wt% (1000ppm)		
アルカリ電池(ボタン型電池)及びマンガン電池		- 電池中の鉛の0.1wt% (1000ppm)		
アルカリ電池(ボタン型電池を除く)		- 電池中の鉛の0.004wt% (40ppm)		
上記以外の電池		- 電池中の鉛の0.004wt% (40ppm)		
熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブルまたはコード(プラグ・コネクタを含む)		- 表面被覆材の鉛の0.03wt%(300ppm)		
適用除外				
用途(報告用途)	法規制_表示記号	適用除外用途の説明*1	カテゴリ*2	含有禁止日
電池を除く全製品	RoHS_5(b)	ガラス蛍光管であって鉛含有量が0.2wt%を超えないもの	1~7, 10 11	更新申請中 2024/07/21
	RoHS_6(a)	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる0.35wt%までの鉛	11	2024/07/21
	RoHS_6(a)-I	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる0.35wt%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に重量比0.2%まで含まれる鉛	1~7, 10	更新申請中
	RoHS_6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4 wt%までの鉛	11	2024/07/21
	RoHS_6(b)-I	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる0.4wt%までの鉛	1~7, 10	更新申請中
	RoHS_6(b)-II	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる0.4wt%までの鉛	1~7, 10	更新申請中
	RoHS_6(c)	鉛含有量が4wt%以下の銅合金	1~7, 10 11	更新申請中 2024/07/21
	RoHS_7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金)	1~7, 10 11	更新申請中 2024/07/21
	RoHS_7(c)-I	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	1~7, 10 11	更新申請中 2024/07/21
	RoHS_7(c)-II	定格電圧がAC125VまたはDC250Vまたはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	1~7, 10 11	更新申請中 2024/07/21
	RoHS_7(c)-IV	集積回路、ディスクリート半導体の部品に使われるコンデンサ向けの、ジルコン酸チタン酸鉛(PZT)をベースにした誘電セラミック材料中の鉛	1~7, 10 11	更新申請中 2024/07/21
	RoHS_13(a)	光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛	1~7, 10 11	更新申請中 2024/07/21
	RoHS_13(b)	フィルタガラスおよび反射率標準用ガラス中のカドミウムおよび鉛	1~7, 10 11	更新申請中 2024/07/21
	RoHS_13(b)-I	イオン着色光学フィルターガラス類中の鉛。	1~7, 10 11	更新申請中 2024/07/21
	RoHS_13(b)-III	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛	1~7, 10 11	更新申請中 2024/07/21

No.12	鉛/鉛化合物			
適用除外				
用途(報告用途)	法規制_表示記号	適用除外用途の説明*1	カテゴリ*2	含有禁止日
電池を除く全製品	RoHS_15	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	11	2024/07/21
	RoHS_15(a)	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛: ・90ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ ・いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが300mm <sup>2</sup> 以上 ・300mm <sup>2</sup> 以上のダイ、または300mm <sup>2</sup> 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ	1~7, 10	更新申請中
	RoHS_34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	1~7, 10	更新申請中
			11	2024/07/21
	RoHS_44	運転中は定位置に設置して使用する、業務用に設計され、また非業務用にも使用される燃焼エンジン(欧州議会および理事会規則(EU) 2016/1628 の範囲内)のセンサー、アクチュエータおよびエンジン制御システムのはんだ中の鉛	11	2024/07/21
RoHS指令適用除外(2011/65/EU ANNEX III)の記載事項 <a href="https://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/adaptation_en.htm">https://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/adaptation_en.htm</a> Exemptions list – validity and rolling plan				
化学物質名			CAS No.(注3)	
鉛			7439-92-1	
鉛-錫合金			-	
酸化鉛(II)			1317-36-8	
酸化鉛(IV)			1309-60-0	
三酸化二鉛			1314-27-8	
酸化鉛(II,IV)			1314-41-6	
アジ化鉛			13424-46-9	
弗化鉛(II)			7783-46-2	
塩化鉛(II)			7758-95-4	
塩化鉛(IV)			13463-30-4	
沃化鉛(II)			10101-63-0	
硫化鉛(II) (PbS)			1314-87-0	
四弗化ホウ素			13814-96-5	
六弗化ケイ酸			25808-74-6	
硝酸鉛			10099-74-8	
炭酸鉛(PbCO <sub>3</sub> )			598-63-0	
炭酸水酸化鉛			1344-36-1	
硫酸鉛(II)			7446-14-2,15739-80-7	
三塩基性硫酸鉛			12202-17-4	
リン酸鉛			7446-27-7	
チオシアン酸鉛			592-87-0	

No.12	鉛/鉛化合物	
化学物質名	CAS No.(注3)	
酢酸鉛(II)三水和物	6080-56-4	
酢酸鉛(II)	301-04-2	
酢酸鉛(IV)	546-67-8	
オレイン酸鉛	1120-46-3	
ステアリン酸鉛	7428-48-0	
硼酸鉛	10214-39-8	
珪酸鉛	11120-22-2,10099-76-0	
アンチモン酸鉛	13510-89-9	
砒酸鉛	7784-40-9	
メタ亜砒酸鉛	10031-13-7	
C.I.ピグメントイエロー34	1344-37-2	
モリブデン酸鉛	10190-55-3	
鉛酸カルシウム	12013-69-3	
テトラメチル鉛	75-74-1	
テトラエチル鉛	78-00-2	
クロム酸鉛(II)	7758-97-6	
C.I.ピグメントレッド104	12656-85-8	
砒酸鉛(II)	3687-31-8	
スチフェニン酸鉛	15245-44-0	
ビスピクリン酸鉛(II)	6477-64-1	
炭酸水酸化鉛(亜炭酸鉛)	1319-46-6	
セレン化鉛(II)	12069-00-0	
チタン酸鉛(II)	12060-00-3	
ステアリン酸鉛	1072-35-1	
亜硫酸と鉛の塩(二塩基性)	62229-08-7	
二酸化ホスホン酸三鉛	12141-20-7	
C.I.ピグメントイエロー41	8012-00-8	
四酸化硫酸五鉛	12065-90-6	
シアナミド鉛(II)	20837-86-9	
ケイ酸とバリウムの塩(1:1)(鉛ドーブ)	68784-75-8	
三酸化ジルコニウムチタン鉛	12626-81-2	
酸化硫酸二鉛	12036-76-9	
ジオキソ(フタラト)三鉛	69011-06-9	
ジオキソ(ジステアラト)三鉛	12578-12-0	
脂肪酸(C16-C18)と鉛の塩	91031-62-8	
その他の鉛化合物	-	
主な適用法令	(EU) RoHS指令 (EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII (EU) 電池指令 (米国) 有害物質規制法(TSCA)	
備考	*1.適用除外用途の説明において、RoHS指令との差異がある場合は指令を優先とする。 *2.カテゴリは、RoHS指令の定義による。	



No.13	水銀/水銀化合物			
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)			
電池を除く全製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 意図的添加</li> <li>- 均質材料中の0.01wt%(100ppm)</li> </ul>			
全ての電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 意図的添加</li> <li>- 電池中の水銀の0.0001wt% (1 ppm)</li> <li>- 均質材料中の水銀の0.0005wt% (5 ppm)</li> </ul>			
適用除外				
用途(報告用途)	法規制_表示記号	適用除外用途の説明*1	カテゴリ*2	含有禁止日
電池を除く全製品	RoHS_1(a)	一般照明用途 30W未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり2.5mgを超えない	1~11	-
	RoHS_1(b)	一般照明用途 30W以上50W未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり3.5mgを超えない	1~11	-
	RoHS_1(c)	一般照明用途 50W以上150W未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり5mgを超えない	1~11	-
	RoHS_1(d)	一般照明用途 150W以上/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり15mgを超えない	1~11	-
	RoHS_1(e)	一般照明用途で環形または角型かつチューブの直径17mm以下/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり7mgを超えない	1~11	-
	RoHS_1(f)	特殊用途用/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり5mgを超えない	1~11	-
	RoHS_1(g)	20000時間以上の寿命を有する一般照明用途 30W未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり3.5mgを超えない	1~11	-
	RoHS_2(a)(1)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm未満(例 T2)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が4mgを超えない	1~11	-
	RoHS_2(a)(2)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm以上17mm以下(例 T5)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が3mgを超えない	1~11	-
	RoHS_2(a)(3)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径17mm超28mm以下(例 T8)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が3.5mgを超えない	1~11	-

No.13	水銀/水銀化合物			
適用除外				
用途(報告用途)	法規制_表示記号	適用除外用途の説明*1	カテゴリ*2	含有禁止日
電池を除く全製品	RoHS_2(a)(4)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命のランプ径28mm超(例 T12)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が3.5mgを超えない	1~11	-
	RoHS_2(a)(5)	3波長形蛍光体を使用した長寿命(25000時間以上)のランプ/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が5mgを超えない	1~11	-
	RoHS_2(b)(3)	直管蛍光ランプ以外の3波長形蛍光体を使用したランプ径17mm超(例 T9)/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない	1~11	-
	RoHS_2(b)(4)	その他の一般照明用途及び特殊用途(例 電磁誘導灯)/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない	1~11	-
	RoHS_3(a)	短尺ランプ(500mm以下)/特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(CCFL及びEEFL)の水銀	1~11	-
	RoHS_3(b)	中尺ランプ(500mm超1500mm以下)/特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(CCFL及びEEFL)の水銀	1~11	-
	RoHS_3(c)	長尺ランプ(1500mm超)/特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(CCFL及びEEFL)の水銀	1~11	-
	RoHS_4(a)	その他の低圧放電管ランプの水銀	1~11	-
	RoHS_4(b)-I	P(ランプ電力) ≤ 155W/平均演色評価数が60を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀	1~11	-
	RoHS_4(b)-II	155W < P(ランプ電力) ≤ 405W/平均演色評価数が60を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀	1~11	-
	RoHS_4(b)-III	405W < P(ランプ電力)/平均演色評価数が60を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀	1~11	-
	RoHS_4(c)-I	P(ランプ電力) ≤ 155W/その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀	1~11	-
	RoHS_4(c)-II	155W < P(ランプ電力) ≤ 405W/その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀	1~11	-
RoHS_4(c)-III	P(ランプ電力) > 405W/その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀	1~11	-	

No.13	水銀/水銀化合物			
適用除外				
用途(報告用途)	法規制_表示記号	適用除外用途の説明*1	カテゴリ*2	含有禁止日
電池を除く全製品	RoHS_ 4(e)	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	1~11	-
	RoHS_ 4(f)	本付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀	1~11	-
	RoHS指令適用除外(2011/65/EU ANNEX III)の記載事項 <a href="https://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/adaptation_en.htm">https://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/adaptation_en.htm</a> Exemptions list - validity and rolling plan			
化学物質名			CAS No.(注3)	
水銀			7439-97-6	
水銀合金			-	
酸化水銀(I)			15829-53-5	
酸化水銀(II)			21908-53-2	
塩化水銀			33631-63-9	
塩化水銀(I)			10112-91-1	
塩化水銀(II)			7487-94-7	
硝酸水銀(II)			10045-94-0	
硫酸水銀(I)			7783-36-0	
雷酸水銀(II)			628-86-4	
酢酸水銀(II)			1600-27-7	
メチル水銀塩			例) 22967-92-6	
エチル水銀塩 プロピル水銀塩 フェニル水銀塩 メキシエチル水銀塩 ジアルキル水銀			-	
ジフェニル水銀			587-85-9	
硫酸水銀(II)			7783-35-9	
硫化水銀(II)			1344-48-5	
その他の水銀化合物			-	
主な適用法令	(EU) RoHS指令 (EU) REACH規則 Annex XVII (EU) 電池指令			
備考	*1.適用除外用途の説明において、RoHS指令との差異がある場合は指令を優先とする。 *2.カテゴリは、RoHS指令の定義による。			

No.14	六価クロム化合物			
報告用途(注1)		基準／報告閾値(注2)		
天然皮革部品、材料		- 皮革部分の乾燥総重量の0.0003wt% (3ppm)		
上記以外の用途		- 意図的添加 - 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)		
適用除外				
用途(報告用途)	法規制_表示記号	適用除外用途の説明*1	カテゴリ*2	含有禁止日
全製品	RoHS_9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・ステール冷却システムの冷却液に防食剤として含まれる0.75wt%以下の六価クロム	1~11	-
	RoHS指令適用除外(2011/65/EU ANNEX III)の記載事項 <a href="https://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/adaptation_en.htm">https://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/adaptation_en.htm</a> Exemptions list - validity and rolling plan			
化学物質名				CAS No.(注3)
三酸化クロム;酸化クロム(VI);無水クロム酸				1333-82-0
クロム酸リチウム				14307-35-8
テトラオキシドクロム酸二ナトリウム				7775-11-3
テトラオキシドクロム酸二カリウム				7789-00-6
塩化クロム酸カリウム				16037-50-6
クロム酸アンモニウム				7788-98-9
クロム酸銅(II)				13548-42-0
クロム酸マグネシウム				13423-61-5
クロム酸カルシウム				13765-19-0
テトラオキシドクロム酸ストロンチウム				7789-06-2
クロム酸バリウム				10294-40-3
クロム酸亜鉛(II)				13530-65-9
二クロム酸亜鉛				14018-95-2
ヘプタオキシドクロム酸二ナトリウム、ヘプタオキシドクロム酸二ナトリウム二水和物				10588-01-9,7789-12-0
ヘプタオキシドクロム酸二カリウム				7778-50-9
ヘプタオキシドクロム酸二アンモニウム				7789-09-5
重クロム酸カルシウム				14307-33-6
クロム酸クロム				24613-89-6
ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム				11103-86-9
クロム酸八水酸化五亜鉛				49663-84-5
その他の六価クロム化合物				-
テトラオキシドクロム酸鉛(II)				7758-97-6
C.I.ピグメントレッド104				12656-85-8
C.I.ピグメントイエロー34				1344-37-2
主な適用法令	(EU) RoHS指令 (EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII (米国) 有害物質規制法(TSCA)			
備考	*1.適用除外用途の説明において、RoHS指令との差異がある場合は指令を優先とする。 *2.カテゴリは、RoHS指令の定義による。			

No.15	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加 - 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ポリ臭化ビフェニル(PBB),ファイアーマスターFF-1(FiremasterFF-1)	59536-65-1,67774-32-7	
ジプロモビフェニル	92-86-4	
2-プロモビフェニル	2052-07-5	
3-プロモビフェニル	2113-57-7	
4-プロモビフェニル	92-66-0	
トリプロモビフェニル	59080-34-1	
ヘキサプロモビフェニル	36355-01-8	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',4,4',5,6'-ヘキサプロモビフェニル	36402-15-0	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',3,3',5,5'-ヘキサプロモビフェニル	55066-76-7	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',4,4',5,5'-ヘキサプロモビフェニル	59080-40-9	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',4,4',6,6'-ヘキサプロモビフェニル	59261-08-4	
ヘキサプロモビフェニル; 3,3',4,4',5,5'-ヘキサプロモビフェニル	60044-26-0	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',3,4,4',5'-ヘキサプロモビフェニル	67888-98-6	
ヘキサプロモビフェニル; 2,3',4,4',5,5'-ヘキサプロモビフェニル	67888-99-7	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',3,4',5,6'-ヘキサプロモビフェニル	69278-59-7	
ヘキサプロモビフェニル; 2,3,3',4,4',5'-ヘキサプロモビフェニル	77607-09-1	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',3,4,4',5'-ヘキサプロモビフェニル	81381-52-4	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',3,3',4,4'-ヘキサプロモビフェニル	82865-89-2	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',3,3',4,5'-ヘキサプロモビフェニル	82865-90-5	
ヘキサプロモビフェニル; 2,3,3',4',5,6'-ヘキサプロモビフェニル	82865-91-6	
ヘキサプロモビフェニル; 2,3,3',4,4',5'-ヘキサプロモビフェニル	84303-47-9	
ヘキサプロモビフェニル; 2,3',4,4',5,6'-ヘキサプロモビフェニル	84303-48-0	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',3,4',6,6'-ヘキサプロモビフェニル	93261-83-7	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',3,3',4,6'-ヘキサプロモビフェニル	119264-50-5	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',3,3',5,6'-ヘキサプロモビフェニル	119264-51-6	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',3,4,5',6'-ヘキサプロモビフェニル	119264-52-7	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',3,5,5',6'-ヘキサプロモビフェニル	119264-53-8	
ヘキサプロモビフェニル; 2,2',3,4,5,5'-ヘキサプロモビフェニル	120991-47-1	
ヘキサプロモビフェニル; 2,3,3',4,5,5'-ヘキサプロモビフェニル	120991-48-2	
テトラプロモビフェニル	40088-45-7	
ペンタプロモビフェニル	56307-79-0	
ヘプタプロモビフェニル	35194-78-6	
オクタプロモビフェニル	61288-13-9	
ノナプロモ-1,1'-ビフェニル	27753-52-2	
デカプロモビフェニル	13654-09-6	
その他のポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	-	
主な適用法令	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) RoHS指令 (EU) POPs規則 Annex I	
備考		

No.16	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 意図的添加</li> <li>- 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)</li> </ul>	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	
ブロモジフェニルエーテル	101-55-3	
ジブロモジフェニルエーテル	2050-47-7	
トリブロモジフェニルエーテル	49690-94-0	
テトラブロモジフェニルエーテル	40088-47-9,5436-43-1 93703-48-1,103173-66-6	
ペンタブロモジフェニルエーテル (注:市販のPeBDPOは、種々の臭素化ジフェニルオキシドを含む複雑な反応混合物である)	32534-81-9 (商用銘柄の PeBDPO に使用) 60348-60-9 189084-65-9	
ヘキサブロモジフェニルエーテル	36483-60-0,31153-30-7 35854-94-5,68631-49-2 116995-33-6,207122-15-4	
ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3,116995-32-5 117948-63-7,207122-16-5 446255-22-7	
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0	
ノナブロモジフェニルエーテル	63936-56-1	
その他のポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	-	
主な適用法令	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) RoHS指令 (EU) REACH規則 Annex XVII (EU) POPs規則 Annex I (米国) 有害物質規制法(TSCA)	
備考		

No.17	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)			
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)			
電気電子機器に使用される部品・材料 (EU RoHS指令の対象となる機器)	- 意図的添加 - 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)			
上記を除く全ての用途	-可塑化した材料に0.1wt%(1000 ppm) (DEHP、DBP、BBP、DIBP の合計として)			
適用除外				
用途(報告用途)	法規制_表示記号	適用除外用途の説明*1	カテゴリ*2	含有禁止日
全製品	RoHS_43	<p>消費者専用に設計されていないエンジンシステムのゴム構成部品中のビス(2-エチルヘキシル)フタレート(DEHP)で、可塑化された材料がヒトの粘膜に接触しない、またはヒトの皮膚に長時間接触しないもので、その濃度が下記を超えないもの:</p> <p>(a)下記のラバーで重量比30%:</p> <p>(i) ガスケットコーティング</p> <p>(ii) 硬質(solid)ゴムガスケット</p> <p>(iii) 正しく作動するため電氣的、機械的または流体エネルギーを使用する少なくとも3つの構成部品からなり、かつエンジンに取り付けられているアセンブリに含まれるゴム構成部品 (b) ポイント(a)で言及されていないゴム含有構成部品中の重量比10%</p> <p>本エントリーでは、「ヒトの皮膚への長時間接触 (Prolonged contact with human skin)」とは、皮膚接触が連続して10分以上/日、または断続的に30分以上/日であることを意味する。</p>	11	2024/07/21
RoHS指令適用除外(2011/65/EU ANNEX III)の記載事項 <a href="https://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/adaptation_en.htm">https://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/adaptation_en.htm</a> Exemptions list – validity and rolling plan				
化学物質名				CAS No.(注3)
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)				117-81-7
主な適用法令	(EU) RoHS指令 (EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII			
備考	*1.適用除外用途の説明において、RoHS指令との差異がある場合は指令を優先とする。 *2.カテゴリは、RoHS指令の定義による。			

No.18	フタル酸ジイソブチル(DIBP)、ジイソブチル=フタラート	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
電気電子機器に使用される部品・材料 (EU RoHS指令の対象となる機器)	- 意図的添加 - 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)	
上記を除く全ての用途	-可塑化した材料に0.1wt%(1000 ppm) (DEHP、DBP、BBP、DIBP の合計として)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
フタル酸ジイソブチル(DIBP) ジイソブチル=フタラート	84-69-5	
主な適用法令	(EU) RoHS指令 (EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.19	フタル酸ジブチル(DBP)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
電気電子機器に使用される部品・材料 (EU RoHS指令の対象となる機器)	- 意図的添加 - 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)	
上記を除く全ての用途	-可塑化した材料に0.1wt%(1000 ppm) (DEHP、DBP、BBP、DIBP の合計として)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	
主な適用法令	(EU) RoHS指令 (EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.20	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
電気電子機器に使用される部品・材料 (EU RoHS指令の対象となる機器)	- 意図的添加 - 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)	
上記を除く全ての用途	-可塑化した材料に0.1wt%(1000 ppm) (DEHP、DBP、BBP、DIBP の合計として)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7	
主な適用法令	(EU) RoHS指令 (EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		



No.21	ニッケル／ニッケル化合物(対象:人体接触部位)	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
長時間皮膚に接する用途 (イヤホン、ヘッドホン、ベルト、靴の肩当等)	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ニッケル	7440-02-0	
酸化ニッケル(II)	1313-99-1	
塩化ニッケル(II)	7718-54-9	
塩化ニッケル(II)・六水和物	7791-20-0	
硫酸ニッケル(II)	7786-81-4	
硫酸ニッケル(II)六水和物	10101-97-0	
硫酸ニッケル(II)・七水和物	10101-98-1	
C. I. ピグメントイエロー53	8007-18-9	
C. I. ピグメントイエロー161	68611-43-8	
C. I. ピグメントグリーン50	68186-85-6	
その他のニッケル化合物	-	
主な適用法令	(EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.22	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
織物、繊維、皮革製品及びその材料	- 生成アミンが仕上がり織物/革製品中の0.003wt%(30ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
4-アミノビフェニル	92-67-1	
ベンジジン	92-87-5	
4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2	
2-ナフチルアミン	91-59-8	
o-アミノアゾトルエン	97-56-3	
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8	
p-クロロアニリン	106-47-8	
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4	
4-メキシ-1,3-フェニレンジアミン		
4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9	
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1	
3,3'-ジメチルベンジジン	119-90-4	
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7	
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0	
2-メキシ-5-メチルアニリン	120-71-8	
2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン	101-14-4	
4,4'-オキシジアニリン	101-80-4	
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1	
o-トルイジン	95-53-4	
4-メチル-m-フェニレンジアミン	95-80-7	
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7	
o-アニシジン	90-04-0	
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	
主な適用法令	(EU) REACH規則 Annex XVII	
備考	欧州共同体のアゾ染料使用禁止は、アゾ基の還元切断により上記の22の芳香族アミンの特定アゾ染料・顔料に適用されます。	

No.23	ジブチルスズ化合物 (DBT)		
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)		
全製品	- 均質材料に対し、スズ換算で0.1wt%(1000ppm)を超える含有		
適用除外	無		
化学物質名			CAS No.(注3)
ジブチルスズオキシド			818-08-6
ジブチルスズジアセテート			1067-33-0
ジブチルスズジラウレート			77-58-7
ジブチルスズマレエート			78-04-6
ジブチルジクロロスズ			683-18-1
ジブチルスズビス(イソオクチルチオグリコール酸エステル)			7324-74-5
その他のジブチルスズ化合物			-
主な適用法令	(EU) REACH規則 Annex XVII		
備考			

No.24	ジオクチルスズ化合物 (DOT)		
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)		
(a)皮膚と接触することを意図する織物・革製品 (b)2液性室温硬化モールドイングキット(RTV-2 シーラントモールドイングキット)	- 均質材料に対し、スズ換算で0.1wt%(1000ppm)を超える含有		
適用除外			
用途(報告用途)	法規制表示記号	適用除外用途の説明*1	含有禁止日
a) 皮膚に接触することを目的とした繊維製品 b) 2液性室温硬化モールドイングキット(RTV-2 シーラントモールドイングキット)	REACH Annex XVII_DOT-1	肌との接触が意図される織物成形品、手袋、肌との接触が意図される履物または履物の一部、壁および床の被覆材 2液室温硬化型押しキット(RTV-2型押しキット)以外の用途	-
上記以外の用途	REACH Annex XVII_DOT-98	スズ換算0.1wt%以下の含有	-
化学物質名			CAS No.(注3)
ジオクチルスズオキシド			870-08-6
ジオクチルビス[(1-オキソドデシル)オキシ]スズ			3648-18-8
ジオクチルスズマレエート			16091-18-2
ジオクチルスズビス(イソオクチルチオグリコール酸エステル)			26401-97-8
ジオクチルスズジクロリド			3542-36-7
その他のジオクチル錫化合物			-
主な適用法令	(EU) REACH規則 Annex XVII		
備考	*1.適用除外用途の説明において、REACH規則 Annex XVIIとの差異がある場合は規則を優先とする。		

No.25	特定有機スズ化合物(3置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む))	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加 - 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
トリフェニルスズ	668-34-8	
トリフェニルスズ=N,N'-ジメチルジチオカルバマート	1803-12-9	
トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2	
トリフェニルスズ=アセタート	900-95-8	
トリフェニルスズ=クロリド	639-58-7	
トリフェニルスズ=ヒドロキシド	76-87-9	
トリフェニルスズ=クロロアセタート	7094-94-2	
トリブチルスズ=メタクリラート	2155-70-6	
ビス(トリブチルスズ)=フマラート	6454-35-9 24291-45-0	
トリフェニルスズ脂肪酸塩(C=9~11)	18380-71-7 18380-72-8 94850-90-5 47672-31-1	
トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4 7304-48-5	
ビス(トリブチルスズ)=2,3-ジブロモスクシナート	31732-71-5 56323-17-2	
トリブチルスズ=アセタート	56-36-0	
トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6	
ビス(トリブチルスズ)=フタラート	4782-29-0	
アルキル=アクリラート、メチル=メタクリラート、 及びトリブチルスズ=メタクリラートの共重合体(アルキル;C=8)	67772-01-4	
トリブチルスズ=スルファマート	6517-25-5	
ビス(トリブチルスズ)マレアート	14275-57-1	
トリブチルスズ=クロリド	1461-22-9 7342-38-3	
トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート 及びその類縁化合物(トリブチルスズ=ナフテン酸)の混合物	85409-17-2	
トリブチルスズ=1,2,3,4,4a,4b,5,6,10,10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1,4a-ジメチル-1-フェナ ントレンカルボキシラート及びその類縁化合物(トリブチルスズ=ロジンソルト)の混合物	26239-64-5	
臭化トリメチルスズ	1066-44-0	
塩化トリメチルスズ	1066-45-1	
トリブチルスズメトキサイド	1067-52-3	
水酸化トリブチルスズ	1067-97-6	
アジ化トリメチルスズ	1118-03-2	
酢酸トリメチルスズ	1118-14-5	
トリブチル[(メチルスルホニル)オキシ]スタンナン	13302-06-2	
(アクリロイルオキシ)トリブチルスズ	13331-52-7	
臭化トリ-n-ブチルスズ	1461-23-0	
トリエチルフェノキシスタンナン	1529-30-2	
酢酸トリエチルスズ	1907-13-7	
ジメチルジチオカルバミン酸トリブチルスズ(IV)	20369-63-5	
シアン化トリブチルスズ	2179-92-2	
トリプロピルスズクロライド	2279-76-7	
トリブチルスズリノール酸塩	24124-25-2	
メチレンブタンニ酸ビス(トリブチルスズ)	25711-26-6	
トリブチル[(1-オキソ-3-フェニル-2-プロペニル)オキシ]スタンナン	27147-18-8	
プロモトリプロピルスズスタンナン	2767-61-5	
トリエチルすず(IV)	2943-86-4	
トリブチルスズオレエート	3090-35-5	
アセトキシトリプロピルスズスタンナン	33550-22-0	

No.25	特定有機スズ化合物(3置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む)(続き)	
化学物質名	CAS No.(注3)	
トリブチル(4-ニトロフェノキシ)スタナン	3644-32-4	
([1,1'-ビフェニル]-2-イルオキシ)トリブチルスタナン	3644-37-9	
ナフテン酸トリブチルスズ	36631-23-9	
(ノナノイルオキシ)トリブチルスタナン	4027-14-9	
シアナトリブチルスタナン	4027-17-2	
4-オキソ-4-[(トリブチルスタニル)オキシ]-2-ブテン酸	4027-18-3	
メタクリル酸トリプロピルスズ	4154-35-2	
o-ヒドロキシ安息香酸トリブチルスズ	4342-30-7	
トリブチルスズベンゾエート	4342-36-3	
トリメチル(チオシアナト)スタナン	4638-25-9	
2-エチルヘキサン酸トリブチルスズ	5035-67-6	
こはく酸1-イソプロピル4-(トリブチルスタニル)	53404-82-3	
プロピレングリコールトリブチルスズマレイン酸塩	53466-85-6	
トリメチルヒドロキシスタナン	56-24-6	
トリブチルスズ	56573-85-4	
[(1-オキソドデシル)オキシ]トリプロピルスタナン	57808-37-4	
クロロ酢酸トリブチルスズ	5847-52-9	
硫酸トリメチルスタニ	63869-87-4	
トリブチルイソシアナトスタナン	681-99-2	
トリブチルスズヒドリド	688-73-3	
トリブチル(ウンデカノイルオキシ)スタナン	69226-47-7	
ヨードトリプロピルスタナン	7342-45-2	
トリブチルスズヨージド	7342-47-4	
トリブチル[(ヨードアセチル)オキシ]スタナン	73927-91-0	
[(ヨードアセチル)オキシ]トリプロピルスタナン	73927-92-1	
トリブチル[(2-ヨードベンゾイル)オキシ]スタナン	73927-93-2	
トリブチル[(3-ヨードプロピオニル)オキシ]スタナン	73927-95-4	
トリブチル[[[(2,2,3,3-テトラメチルブチル)チオ]アセチル]オキシ]スタナン	73927-97-6	
トリブチル[(4-ヨードベンゾイル)オキシ]スタナン	73940-88-2	
トリブチル[[2-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)プロピオニル]オキシ]スタナン	73940-89-3	
トリメチルヨードスタナン	752-58-9	
トリメチルヨードスタナン	811-73-4	
トリフェニルスズ	892-20-6	
ヨードトリフェニルスタナン	894-09-7	
塩化トリエチルスズ	994-31-0	
トリエトキシヒドロキシルスズ	994-32-1	
その他の特定有機スズ化合物(3置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む)	-	
主な適用法令	(EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.26	オゾン層破壊物質(CFC,Haron,HBFC,HCFC その他)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
トリクロロフルオロメタン(CFC-11)	75-69-4	
ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)	75-71-8	
塩化フッ化メタン(CFC-13)	75-72-9	
ペンタクロロフルオロエタン(CFC-111)	354-56-3	
テトラクロロジフルオロエタン(CFC-112)		
1.1.2.2-テトラクロロ-1.2-ジフルオロエタン(CFC-112)	76-12-0	
1.1.1.2-テトラクロロ-2.2-ジフルオロエタン(CFC-112a)	76-11-9	
トリクロロトリフルオロエタン(CFC-113)		
1.1,2トリクロロ-1,2,2トリフルオロエタン(CFC-113)	76-13-1	
1.1.1-トリクロロ-2.2,2トリフルオロエタン(CFC-113a)	354-58-5	
トリクロロトリフルオロエタン(CFC-113)	26523-64-8	
ジクロロテトラフルオロエタン(CFC-114)	76-14-2	
モノクロロペンタフルオロエタン(CFC-115)	76-15-3	
ヘプタクロロフルオロプロパン(CFC-211)		
1.1.1.2.2.3.3-ヘプタクロロ-3-フルオロプロパン(CFC-211aa)	422-78-6	
1.1.1.2.3.3.3-ヘプタクロロ-2-フルオロプロパン(CFC-211ba)	422-81-1	
ヘプタクロロフルオロプロパン(CFC-211)	135401-87-5	
ヘキサクロロジフルオロプロパン(CFC-212)		
1,1,1,3,3,3-ヘキサクロロ-2,2-ジフルオロプロパン	3182-26-1	
ヘキサクロロジフルオロプロパン(CFC-212)	134452-44-1	
ペンタクロロトリフルオロプロパン(CFC-213)		
1,1,1,3,3-ペンタクロロ-2,2,3-トリフルオロプロパン (CFC-213)	2354-06-5	
ペンタクロロトリフルオロプロパン(CFC-213)	134237-31-3	
テトラクロロテトラフルオロプロパン(CFC-214)		
1.2.2.3-テトラクロロ-1.1.3.3-テトラフルオロプロパン(CFC-214aa)	677-68-9	
1,1,1,3-テトラクロロ-2.2.3.3-テトラフルオロプロパン(CFC-214cb)	2268-46-4	
テトラクロロテトラフルオロプロパン(CFC-214)	29255-31-0	
トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215)		
1.2.2-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215aa)	1599-41-3	
1.2.3-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215ba)	76-17-5	
1,1,2-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215bb)	812-30-6	
1.1.3-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215ca)	1652-81-9	
1.1.1-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215cb)	4259-43-2	
ジクロロヘキサフルオロプロパン(CFC-216)		
1,2-ジクロロ-1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(CFC-216ba)	661-97-2	
1,3-ジクロロ-1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(CFC-216ca)	662-01-1	
クロロヘプタフルオロプロパン(CFC-217)		
2-クロロ-1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン (CFC-217ba)	76-18-6	
1-クロロ-1,1,2,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン(CFC-217ca)	422-86-6	
ブロモクロロメタン(ハロン-1011)	74-97-5	
ジブロモジフルオロメタン(ハロン-1202)	75-61-6	
ブロモクロロジフルオロメタン(ハロン-1211)	353-59-3	
ブロモトリフルオロメタン(ハロン-1301)	75-63-8	
ジブロモテトラフルオロエタン(ハロン-2402)		
1,2-ジブロモ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン	124-73-2	
1,1-ジブロモ-1,2,2,2-テトラフルオロエタン	27336-23-8	
ジブロモ(テトラフルオロ)エタン	25497-30-7	
テトラクロロメタン(四塩化炭素)	56-23-5	
1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)	71-55-6	
ブロモメタン(臭化メチル)	74-83-9	
ブロモエタン(臭化エチル)	74-96-4	
1-ブロモプロパン(臭化nプロピル)	106-94-5	

No.26	オゾン層破壊物質(CFC,Haron,HBFC,HCFC その他) (続き)	
化学物質名		CAS No.(注3)
トリフルオロイオドメタン(ヨウ化トリフルオロメチル)		2314-97-8
クロロメタン(塩化メチル)		74-87-3
ジブロモフルオロメタン(HBFC-21B2)		1868-53-7
ブロモジフルオロメタン(HBFC-22B1)		1511-62-2
ブロモフルオロメタン(HBFC-31B1)		373-52-4
テトラブロモフルオロエタン(HBFC-121B4)		
1,1,2,2-テトラブロモ-1-フルオロエタン		306-80-9
テトラブロモフルオロエタン(HBFC-121B4)		353-93-5
トリブロモジフルオロエタン(HBFC-122B3)		
1,1,2-トリブロモ-1,2-ジフルオロエタン		353-97-9
1,2,2-トリブロモ-1,1-ジフルオロエタン		677-34-9
1,1,1-トリブロモ-2,2-ジフルオロエタン		7304-53-2
ジブロモトリフルオロエタン(HBFC-123B2)		
1,2-ジブロモ-1,1,2-トリフルオロエタン		354-04-1
ブロモテトラフルオロエタン(HBFC-124B1)		
2-ブロモ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン		124-72-1
トリブロモフルオロエタン(HBFC-131B3)		
1,1,2-トリブロモ-1-フルオロエタン		420-88-2
1,1,2-トリブロモ-2-フルオロエタン		598-67-4
ジブロモジフルオロエタン(HBFC-132B2)		
1,1-ジフルオロ-1,2-ジブロモエタン		75-82-1
1,1-ジブロモ-2,2-ジフルオロエタン		359-19-3
1,1-ジブロモ-2,2-ジフルオロエテン		430-85-3
ブロモトリフルオロエタン(HBFC-133B1)		
1,1,1-トリフルオロ-2-ブロモエタン		421-06-7
ジブロモフルオロエタン(HBFC-141B2)		
1,2-ジブロモ-1-フルオロエタン		358-97-4
ブロモジフルオロエタン(HBFC-142B1)		
1-ブロモ-1,1-ジフルオロエタン		420-47-3
2-ブロモ-1,1-ジフルオロエタン		359-07-9
ブロモフルオロエタン(HBFC-151B1)		
2-フルオロエチルブロミド		762-49-2
ヘキサブロモフルオロプロパン(HBFC-221B6)		-
ペンタブロモジフルオロプロパン(HBFC-222B5)		-
テトラブロモトリフルオロプロパン(HBFC-223B4)		-
トリブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-224B3)		-
ジブロモペンタフルオロプロパン(HBFC-225B2)		431-78-7
ブロモヘキサフルオロプロパン(HBFC-226B1)		
1-ブロモ-1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン		2252-78-0
ペンタブロモフルオロプロパン(HBFC-231B5)		-
テトラブロモジフルオロプロパン(HBFC-232B4)		148875-98-3
トリブロモトリフルオロプロパン(HBFC-233B3)		
1,2,2-トリブロモ-3,3,3-トリフルオロプロパン		421-90-9
ジブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-234B2)		
1,3-ジブロモ-1,1,3,3-テトラフルオロプロパン		460-86-6
ブロモペンタフルオロプロパン(HBFC-235B1)		
1-ブロモ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロ-プロパン		460-88-8
2-ブロモ-1,1,1,3,3-ペンタフルオロ-プロパン		22692-16-6
2-ブロモ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロ-プロパン		26391-11-7
1-ブロモ-1,1,2,2,2-ペンタフルオロ-プロパン		422-01-5
プロパン, 3-ブロモ-1,1,1,2,3-ペンタフルオロ-, (R*,S*)- (9CI)		53692-43-6
プロパン, 3-ブロモ-1,1,1,2,3-ペンタフルオロ-, (R*,R*)- (9CI)		53692-44-7
2-ブロモ-1,1,1,2,3-ペンタフルオロ-プロパン		677-52-1
1-ブロモ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロ-プロパン		677-53-2
1-ブロモ-1,2,2,3,3-ペンタフルオロ-プロパン		679-94-7
テトラブロモフルオロプロパン(HBFC-241B4)		
1,1,1,3-テトラブロモ-3-フルオロプロパン		148875-95-0

No.26	オゾン層破壊物質(CFC,Haron,HBFC,HCFC その他) (続き)	
化学物質名	CAS No.(注3)	
トリプロモジフルオロプロパン(HBFC-242B3)		
1,1,1-トリプロモ-2,2-ジフルオロプロパン	70192-80-2	
1,2,3-トリプロモ-3,3-ジフルオロプロパン	666-25-1	
トリプロモジフルオロプロパン(HBFC-242B3)		
1,1,1-トリプロモ-2,2-ジフルオロプロパン	70192-80-2	
1,2,3-トリプロモ-3,3-ジフルオロプロパン	666-25-1	
ジプロモトリフルオロプロパン(HBFC-243B2)		
2,3-ジプロモ-1,1,1-トリフルオロプロパン	431-21-0	
プロモテトラフルオロプロパン(HBFC-244B1)		
3-プロモ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン	679-84-5	
2-プロモ-1,1,3,3-テトラフルオロプロパン	19041-01-1	
2-プロモ-1,3,3,3-テトラフルオロプロパン	29151-25-5	
3-プロモ-1,1,1,3-テトラフルオロプロパン	460-67-3	
1-プロモ-1,2,2,3-テトラフルオロプロパン	70192-71-1	
1-プロモ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン	70192-84-6	
トリプロモフルオロプロパン(HBFC-251B3)		
1,2,3-トリプロモ-1-フルオロプロパン	75372-14-4	
ジプロモジフルオロプロパン(HBFC-252B2)		
1,3-ジプロモ-1,1-ジフルオロプロパン	460-25-3	
プロモトリフルオロプロパン(HBFC-253 B1)		
2-プロモ-1,1,1-トリフルオロプロパン	421-46-5	
3-プロモ-1,1,1-トリフルオロプロパン	460-32-2	
ジプロモフルオロプロパン(HBFC-261B2)		
1,3-ジプロモ-1-フルオロプロパン	51584-26-0	
1,3-ジプロモ-2-フルオロプロパン	1786-38-5	
1,2-ジプロモ-3-フルオロプロパン	453-00-9	
1,2-ジプロモ-1-フルオロ-(R*,S*)-プロパン	62135-10-8	
1,2-ジプロモ-1-フルオロ-(R*,R*)-プロパン	62135-11-9	
プロモジフルオロプロパン(HBFC-262B1)		
1-プロモ-2,3-ジフルオロプロパン	111483-20-6	
2-プロモ-1,3-ジフルオロプロパン	2195-05-3	
1-プロモ-1,1-ジフルオロプロパン	420-89-3	
1-プロモ-2,2-ジフルオロプロパン	420-98-4	
2-プロモ-1,1-ジフルオロプロパン	430-87-5	
3-プロモ-1,1-ジフルオロプロパン	461-49-4	
プロモフルオロプロパン(HBFC-271 B1)		
1-プロモ-2-フルオロプロパン	1871-72-3	
1-プロモ-3-フルオロプロパン	352-91-0	
ジクロロ(フルオロ)メタン(HCFC-21)	75-43-4	
クロロ(ジフルオロ)メタン(HCFC-22)	75-45-6	
クロロ(フルオロ)メタン(HCFC-31)	593-70-4	
テトラクロロフルオロエタン(HCFC-121)		
1,1,2,2-テトラクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-121)	354-14-3	
1,1,1,2-テトラクロロ-2-フルオロエタン(HCFC-121a)	354-11-0	
テトラクロロフルオロエタン(HCFC-121)	134237-32-4	
トリクロロジフルオロエタン(HCFC-122)		
1,2,2-トリクロロ-1,1-ジフルオロエタン(HCFC-122)	354-21-2	
1,1,2-トリクロロ-1,2-ジフルオロエタン(HCFC-122a)	354-15-4	
1,1,1-トリクロロ-2,2-ジフルオロエタン(HCFC-122b)	354-12-1	
トリクロロジフルオロエタン(HCFC-122)	41834-16-6	
ジクロロ(トリフルオロ)エタン(HCFC-123)		
2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(HCFC-123)	306-83-2	
1,2-ジクロロ-1,1,2-トリフルオロエタン(HCFC-123a)	354-23-4,90454-18-5	
1,1-ジクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン(HCFC-123b)	812-04-4	
ジクロロ(トリフルオロ)エタン(HCFC-123)	34077-87-7	

No.26	オゾン層破壊物質(CFC,Haron,HBFC,HCFC その他) (続き)	
化学物質名		CAS No.(注3)
クロロテトラフルオロエタン (HCFC-124)		
2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HCFC-124)		2837-89-0
1-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン (HCFC-124a)		354-25-6
クロロテトラフルオロエタン (HCFC-124)		63938-10-3
トリクロロフルオロエタン (HCFC-131)		
1,1,2-トリクロロ-2-フルオロエタン (HCFC-131)		359-28-4
1,1,2-トリクロロ-1-フルオロエタン (HCFC131a)		811-95-0
1,1,1-トリクロロ-2-フルオロエタン(HCFC-131b)		2366-36-1
トリクロロフルオロエタン (HCFC-131)		27154-33-2,134237-34-6
ジクロロジフルオロエタン(HCFC-132)		
1,2-ジクロロ-1,2-ジフルオロエタン (HCFC-132)		431-06-1
1,1-ジフルオロ-2,2-ジクロロエタン (HCFC-132a)		471-43-2
1,2-ジクロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-132b)		1649-08-7
1,1-ジクロロ-1,2-ジフルオロエタン(HFCF-132c)		1842-05-3
ジクロロジフルオロエタン(HCFC-132)		25915-78-0
クロロリフルオロエタン (HCFC-133)		
1-クロロ-1,2,2-トリフルオロエタン (HCFC-133)		431-07-2
2-クロロ-1,1,1-トリフルオロエタン (HCFC-133a)		75-88-7
1-クロロ-1,1,2-トリフルオロエタン (HCFC-133b)		421-04-5
クロロトリフルオロエタン(HCFC-133)		1330-45-6
ジクロロフルオロエタン (HCFC-141)		
1,2-ジクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-141)		430-57-9
1,1-ジクロロ-2-フルオロエタン(HCFC-141a)		430-53-5
1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-141b)		1717-00-6
ジクロロフルオロエタン(HCFC-141)		25167-88-8
クロロジフルオロエタン (HCFC-142)		
2-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-142)		338-65-8
1-クロロ-1,2-ジフルオロエタン (HCFC-142a)		338-64-7
1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)		75-68-3
クロロジフルオロエタン (HCFC-142)		25497-29-4
クロロフルオロエタン (HCFC-151)		
1-クロロ-2-フルオロエタン (HCFC-151)		762-50-5
1-クロロ-1-フルオロエタン (HCFC-151a)		1615-75-4
クロロフルオロエタン (HCFC-151)		110587-14-9
ヘキサクロロフルオロプロパン (HCFC-221)		
1,1,1,2,2,3-ヘキサクロロ-3-フルオロプロパン (HCFC-221ab)		422-26-4
ヘキサクロロフルオロプロパン (HCFC-221)		134237-35-7,29470-94-8
ペンタクロロジフルオロプロパン (HCFC-222)		
1,2,2,3,3-ペンタクロロ-1,1-ジフルオロプロパン(HCFC-222aa)		422-30-0
1,1,1,3,3-ペンタクロロ-2,2-ジフルオロプロパン(HCFC-222ca)		422-49-1
ペンタクロロジフルオロプロパン (HCFC-222)		134237-36-8
テトラクロロトリフルオロプロパン(HCFC-223)		
1,1,3,3-テトラクロロ-1,2,2-トリフルオロプロパン (HCFC-223ca)		422-52-6
1,1,1,3-テトラクロロ-2,2,3-トリフルオロプロパン (HCFC-223cb)		422-50-4
テトラクロロトリフルオロプロパン (HCFC-223)		134237-37-9
トリクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-224)		
1,3,3-トリクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン (HCFC-224ca)		422-54-8
1,1,3-トリクロロ-1,2,2,3-テトラフルオロプロパン (HCFC-224cb)		422-53-7
1,1,1-トリクロロ-2,2,3,3-テトラフルオロプロパン (HCFC-224cc)		422-51-5
トリクロロテトラフルオロプロパン (HCFC-224)		134237-38-0



No.26	オゾン層破壊物質(CFC,Haron,HBFC,HCFC その他) (続き)	CAS No.(注3)
化学物質名		
ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225)		
2,2-ジクロロ-1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225aa)		128903-21-9
2,3-ジクロロ-1,1,1,2,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225ba)		422-48-0
1,1,2,3,3-ペンタフルオロ-1,2-ジクロロプロパン (HCFC-225bb)		422-44-6
3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225ca)		422-56-0
1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225cb)		507-55-1
1,1-ジクロロ-1,2,2,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225cc)		13474-88-9
1,2-ジクロロ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225da)		431-86-7
1,3-ジクロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225ea)		136013-79-1
1,1-ジクロロ-1,2,3,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225eb)		111512-56-2
ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225)		127564-92-5
クロロヘキサフルオロプロパン(HCFC-226)		
2-クロロ-1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン		431-87-8
クロロヘキサフルオロプロパン(HCFC-226)		134308-72-8
ペンタクロロフルオロプロパン (HCFC-231)		
1,1,1,2,3-ペンタクロロ-2-フルオロプロパン (HCFC-231bb)		421-94-3
ペンタクロロフルオロプロパン (HCFC-231)		134190-48-0
テトラクロロジフルオロプロパン (HCFC-232)		
1,1,1,3-テトラクロロ-3,3-ジフルオロプロパン (HCFC-232fc)		460-89-9
テトラクロロジフルオロプロパン (HCFC-232)		134237-39-1
トリクロロトリフルオロプロパン (HCFC-233)		
1,1,1-トリクロロ-3,3,3-トリフルオロプロパン (HCFC-233fb)		7125-83-9
トリクロロトリフルオロプロパン (HCFC-233)		134237-40-4
ジクロロテトラフルオロプロパン (HCFC-234)		
1,2-ジクロロ-1,2,3,3-テトラフルオロプロパン (HCFC-234db)		425-94-5
ジクロロテトラフルオロプロパン (HCFC-234)		127564-83-4
クロロペンタフルオロプロパン (HCFC-235)		
1-クロロ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-235fa)		460-92-4
クロロペンタフルオロプロパン (HCFC-235)		134237-41-5
テトラクロロフルオロプロパン (HCFC-241)		
1,1,2,3-テトラクロロ-1-フルオロプロパン (HCFC-241db)		666-27-3
テトラクロロフルオロプロパン (HCFC-241)		134190-49-1
トリクロロジフルオロプロパン (HCFC-242)		
1,3,3-トリクロロ-1,1-ジフルオロプロパン (HCFC-242fa)		460-63-9
トリクロロジフルオロプロパン (HCFC-242)		134237-42-6,127564-90-3
ジクロロトリフルオロプロパン (HCFC-243)		
1,1-ジクロロ-1,2,2-トリフルオロプロパン (HCFC-243cc)		7125-99-7
2,3-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン (HCFC-243db)		338-75-0
1,1-ジクロロ-3,3,3-トリフルオロプロパン (HCFC-243fa)		460-69-5
ジクロロトリフルオロプロパン (HCFC-243)		134237-43-7
クロロテトラフルオロプロパン (HCFC-244)		
3-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン (HCFC-244ca)		679-85-6
1-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン (HCFC-244cc)		421-75-0
クロロテトラフルオロプロパン (HCFC-244)		134190-50-4
トリクロロフルオロプロパン (HCFC-251)		
1,1,2-トリクロロ-1-フルオロプロパン (HCFC-251dc)		421-41-0
1,1,3-トリクロロ-1-フルオロプロパン (HCFC-251fb)		818-99-5
トリクロロフルオロプロパン (HCFC-251)		134190-51-5
ジクロロジフルオロプロパン (HCFC-252)		
1,3-ジクロロ-1,1-ジフルオロプロパン (HCFC-252fb)		819-00-1
ジクロロジフルオロプロパン (HCFC-252)		134190-52-6
クロロトリフルオロプロパン (HCFC-253)		
3-クロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン (HCFC-253fb)		460-35-5
クロロトリフルオロプロパン (HCFC-253)		134237-44-8
ジクロロフルオロプロパン (HCFC-261)		
1,2-ジクロロ-2-フルオロプロパン (HCFC-261ba)		420-97-3
1,1-ジクロロ-1-フルオロプロパン (HCFC-261fc)		7799-56-6
ジクロロフルオロプロパン (HCFC-261)		134237-45-9

No.26	オゾン層破壊物質(CFC,Haron,HBFC,HCFC その他) (続き)	
化学物質名	CAS No.(注3)	
クロロフルオロプロパン (HCFC-271)		
2-クロロ-2-フルオロプロパン (HCFC-271ba)	420-44-0	
1-クロロ-1-フルオロプロパン (HCFC-271fb)	430-55-7	
クロロフルオロプロパン (HCFC-271)	134190-54-8	
その他のオゾン層破壊物質(CFC, Halon, HBFC その他)	-	
主な適用法令	(国連)モントリオール議定書 (EU) REACH規則 Annex XVII (EU) No.1005/2009 (米国)米国大気浄化法	
備考	この表に記載されている物質名等のCAS No.等の情報は、当社が調査した内容の例です。必ずしもすべての情報を網羅しておりません。また、物質によっては、この他に慣例的に商品名で呼ばれることがあります。 詳細については、サプライチェーンの上流から入手した情報でご確認いたしますようお願いいたします。	

No.27	放射性物質	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ウラン	7440-61-1	
ラドン	10043-92-2	
アメリシウム-241	14596-10-2	
トリウム	7440-29-1	
セシウム-137	10045-97-3	
ストロンチウム-90	10098-97-2	
その他の放射性物質	-	
主な適用法令	(JP) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (JP) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (EU) 理事会指令 2013/59/Euratom (US) 原子力規制委員会(NRC) 10 CFR Part 20	
備考		

No.28		ペルフルオロオクタン酸(PFOA)と個々の塩及びPFOAのエステル	
報告用途(注1)		基準/報告閾値(注2)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・繊維、布材料、皮革材料へのコーティング剤、およびコートされた材料・部品</li> <li>・フィルム、紙、印刷版への写真用コーティング剤、およびコートされた材料・部品</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 意図的添加</li> <li>- 均質材料中の1 μg/m<sup>2</sup>(PFOA及びその塩の合計として)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩が使用された物質、混合物、成形品</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 意図的添加</li> <li>- 均質材料中の0.0000025wt%(25ppb)(PFOA及びその塩の合計として)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペルフルオロオクタン酸(PFOA)の関連物質が使用された物質、混合物、成形品</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 意図的添加</li> <li>- 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)(PFOA関連物質の合計として)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・半導体のためのフォトリソグラフィ工程、または化合物半導体のためのエッチング工程での使用により製造された半導体及び化合物半導体</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 均質材料中の0.0000025wt%(25ppb)(PFOA及びその塩の合計として)</li> <li>- 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)(PFOA関連物質の合計として)</li> </ul>	
適用除外			
用途(報告用途)	法規制_表示記号	適用除外用途の説明*1	含有禁止日
全製品	Pops_ PFOA-1	PFOA関連化合物の濃度が <sup>§</sup> 20 mg/kg (0.002wt%)以下であり、規制(EC)No 1907/2006の第3条15(c)の意図する範囲内で輸送される分離中間体として使用され、その第18条(4)(a)から(f)に定められた厳格に管理された条件を満たす炭素鎖が6原子以下のフルオロケミカルの製造に関するもの	2022/07/04
	Pops_ PFOA-2	PFOAおよびその塩が <sup>§</sup> 1mg/kg(0.0001wt%)以下の濃度で、400キログレイまでの電離放射線によって、または熱分解によって生成されたポリテトラフルオロエチレン(PTFE)マイクロパウダーを含む産業用および業務用の混合物および成形品	2022/07/04
	Pops_ PFOA-3	半導体製造におけるフォトリソグラフィまたはエッチングプロセス	2025/07/04
	Pops_ PFOA-4	フィルムに適用された写真コーティング	2025/07/04
	Pops_ PFOA-5	健康と安全へのリスクがある危険性液体から作業者を保護するための撥油性および撥水性の織物	2023/07/04
	Pops_ PFOA-7	ポリテトラフルオロエチレン(PTFE)およびポリフッ化ビニリデン(PVDF)の製造で以下のもの。 (i)高性能で耐腐食性のガスフィルター膜、水フィルター膜、および医療用繊維用の膜、(ii)産業廃棄物熱交換器装置、(iii)揮発性有機化合物およびPM2.5微粒子の漏出を防止できる工業用シーラント	2023/07/04
	Pops_ PFOA-10	ラテックス印刷インキ	-
	Pops_ PFOA-11	プラズマナノコーティング	-
	Pops_ PFOA-98	PFOAまたはその塩の濃度が <sup>§</sup> 0.025 mg/kg (0.0000025 wt%)以下の化学物質、混合物または成形品。または、各々のPFOA関連物質またはPFOA関連物質の組み合わせ濃度が <sup>§</sup> 1 mg/kg (0.0001 wt%)以下の化学物質、混合物または成形品。	-
	※「(EU)No 2019/1021(POPs規則)」の定義による。 (参考) <a href="https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R0784&amp;from=EN">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R0784&amp;from=EN</a>		

No.28	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)と個々の塩及びPFOAのエステル(続き)	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ペルフルオロオクタン酸[PFOA]	335-67-1	
ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	3825-26-1	
ペルフルオロオクタン酸のナトリウム塩	335-95-5	
ペルフルオロオクタン酸のカリウム塩	2395-00-8	
ペルフルオロオクタン酸の銀塩	335-93-3	
ペルフルオロオクタン酸フルオリド	335-66-0	
ペルフルオロオクタン酸メチル	376-27-2	
ペルフルオロオクタン酸エチル	3108-24-5	
2-(ペルフルオロオクチル)エタノール	678-39-7	
主な適用法令	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) POPs規則 Annex I (EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考	*1.適用除外用途の説明において、POPs規則 Annex Iとの差異がある場合は規則を優先とする。	

No.29	多環芳香族炭化水素(PAH)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
・玩具や育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	- 均質材料中の0.0001wt%(1ppm)	
・上記以外の用途	- 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ベンゾ[a]ピレン (BaP)	50-32-8	
ベンゾ[e]ピレン (BeP)	192-97-2	
ベンゾ[a]アントラセン (BaA)	56-55-3	
クリセン (CHR)	218-01-9	
ベンゾ[b]フルオランセン (BbFA)	205-99-2	
ベンゾ[j]フルオランテン (BjFA)	205-82-3	
ベンゾ[k]フルオランテン (BkFA)	207-08-9	
ジベンゾ[a,h]アントラセン (DBAhA)	53-70-3	
ナフタレン	91-20-3	
アントラセン	120-12-7	
フェナントレン	85-01-8	
フルオランテン	206-44-0	
ピレン	129-00-0	
ベンゾ[ghi]ペリレン	191-24-2	
その他の 多環芳香族炭化水素(PAH) 化合物	SN0112	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.30	ホルムアルデヒド	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
・織物繊維、皮革製品およびその材料	- 均質材料の0.0075wt%(75ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ホルムアルデヒド	50-00-0	
主な適用法令	(EU) REACH規則 Annex XVII (米国) 有害物質規制法(TSCA)	
備考		

No.31	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)及び特定塩素系化合物	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加 - 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
リン酸トリス(2-クロロエチル)	115-96-8	
リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)	13674-84-5	
リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	13674-87-8	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.32	リン酸イソプロピルフェニル(PIP(3:1))	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	安全基準を満たす代替がない場合の航空作動油、グリース及び潤滑油、自動車及び航空宇宙業界の新規部品及び交換部品、シアノアクリレート接着剤製造のための閉鎖システム内での中間体、機関車用及び船舶用特殊エンジンエアフィルタ、リサイクル由来PIP(3:1)を含むプラスチック、リサイクル由来PIP(3:1)含むプラスチックを使用した製品または成形品	
化学物質名	CAS No.(注3)	
リン酸イソプロピルフェニル(PIP(3:1))	68937-41-7	
主な適用法	(米国) 有害物質規制法(TSCA)	
備考		

No.33	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(LCPFACs)	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
・表面コーティングを有する部品または成形品をコーティングするための材料	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ナトリウム; 2-メチルプロパン-1-スルホン酸	68187-47-3	
1,1,2,2-テトラヒドロペルフルオロアルキル(C8-C14)アルコール	68391-08-2	
チオール、C8-20、ガンマ-オメガ-パーフルオロ、アクリルアミドを含むテロマー	70969-47-0	
チオール、C4-20、γ-オメガ-パーフルオロ、アクリルアミドとアクリル酸のテロマー、ナトリウム塩	1078712-88-5	
1-プロパニウム、3-アミノ-N-(カルボキシメチル)-N、N-ジメチル-、N-(2-((ガンマ-オメガ-ペルフルオロ-C4-20-アルキル)チオ)アセチル)誘導体、内部塩	1078715-61-3	
ポリフルオロアルキルベタイン	-	
変性フルオロアルキルウレタン	-	
過フッ素化ポリアミン		
主な適用法令	(米国) 有害物質規制法(TSCA)	
備考		

No.34	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	133-49-3	
主な適用法令	(米国) 有害物質規制法(TSCA)	
備考		

No.35	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
トリデカフルオロヘキサン-1-スルホン酸	355-46-4	
アンモニウムトリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	68259-08-5	
1-ヘキサンスルホン酸, 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,6-トリデカフルオロ-, カリウム塩 (1:1)	3871-99-6	
その他のペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質	-	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.36	(日本)化審法指定物質(No.1~No.35に該当しない物質)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	
アルドリン	309-00-2	
ディルドリン	60-57-1	
エンドリン	72-20-8	
DDT(1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン)	50-29-3	
フェニレンジアミン		
N,N'-ジトリル-1,4-フェニレンジアミン	27417-40-9	
N,N'-ビス(ジメチルフェニル)-1,4-フェニレンジアミン	28726-30-9	
N-(ジメチルフェニル)-N'-トリル-1,4-フェニレンジアミン	70290-05-0	
2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	732-26-3	
トキサフェン	8001-35-2	
マイレックス	2385-85-5	
ジコホル	115-32-2	
ベルクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	
1,2,3,4,5-ペンタクロロベンゼン	608-93-5	
ヘキサクロロシクロヘキサン( $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ 異性体のみ)		
$\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン	319-84-6	
$\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン	319-85-7	
$\gamma$ -ヘキサクロロシクロヘキサン	58-89-9	
クロルデコン	143-50-0	
エンドスルファン		
$\alpha$ -エンドスルファン	959-98-8	
$\beta$ -エンドスルファン	33213-65-9	
エンドスルファン	115-29-7	
ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類		
2,3,4,5,6-ペンタクロロフェノール	87-86-5	
ペンタクロロフェノールナトリウム	131-52-2	
ナトリウム=ペンタクロロフェノラート-水和物	27735-64-4	
ペンタクロロフェニルラウレート/ペンタクロロフェノール	3772-94-9	
主な適用法令	(日本)化審法(第一種特定化学物質)	
備考		

No.37	(日本)労働安全衛生法指定物質	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ベンジジン及びその塩	例) 92-87-5	
4-アミノジフェニル及びその塩	例) 92-67-1	
4-ニトロジフェニル及びその塩	例) 92-93-3	
ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	
ペーターナフチルアミン及びその塩	例) 91-59-8	
ベンゼンを含有するゴムのり	例) 71-43-2	
黄りんマツチ	-	
主な適用法令	(日本)労働安全衛生法	
備考		

No.38	(日本)毒物及び劇物取締法 特定毒物	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
オクタメチルピロホスホルアミド(シュラーダン)	152-16-9	
ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(パラチオン)	56-38-2	
ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(メチルジメトン)	8022-00-2	
ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト	13171-21-6	
ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(メチルパラチオン)	298-00-0	
テトラエチルピロホスフェイト	107-49-3	
モノフルオール酢酸の塩類	例) 144-49-0	
モノフルオール酢酸アミド	640-19-7	
燐化アルミニウム	20859-73-8	
主な適用法令	(日本)毒物及び劇物取締法	
備考		

No.39	シアン化合物(毒物及び劇物取締法で定義される「毒物」に該当する無機シアン化合物)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
シアン化バリウム	542-62-1	
シアン化白金バリウム	562-81-2	
臭化シアン	506-68-3	
シアン化カルシウム	592-01-8	
シアン化第一銅[別名:青化第一銅]	544-92-3	
シアン化第二銅[別名:青化第二銅]	14763-77-0	
シアン化銅	4367-08-2	
シアン化水素[別名:シアン化水素酸]	74-90-8	
シアン化鉛	592-05-2	
シアン化第二水銀	592-04-1	
シアン化ニッケル	557-19-7	
シアン化カリウム	151-50-8	
シアン化金カリウム[別名:シアン化第一金カリウム]	13967-50-5	
シアン化コバルトカリウム	13963-58-1	
シアン化銅カリウム	13682-73-0	
テトラシアノ水銀(Ⅱ)酸カリウム	591-89-9	
シアン化ニッケルカリウム	39049-81-5	
シアン化銀	506-64-9	
シアン化ソーダ[別名:青化ナトリウム]	143-33-9	
シアン化銅ソーダ[別名:青化銅ナトリウム]	14264-31-4	
シアン化亜鉛[別名:青化亜鉛]	557-21-1	
その他のシアン化合物		
主な適用法令	(日本)毒物及び劇物取締法	
備考		



No.40	ヒ素及びヒ素化合物	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ヒ素	7440-38-2	
五酸化二ヒ素	1303-28-2	
ヒ酸(1/2 水和物)	7774-41-6	
ヒ酸カルシウム	7778-44-1	
ヒ酸マンガン	7784-38-5	
エメラルドグリーン	12002-03-8	
五塩化ヒ素	22441-45-8	
オキソ(ソジオオキシ)アルシン	7784-46-5	
亜ヒ酸カルシウム (2:3)	27152-57-4	
亜ヒ酸カリウム	10124-50-2	
三酸化二ヒ素	1327-53-3	
ヘキサフルオロヒ酸リチウム	29935-35-1	
フッ化ヒ素(V)	7784-36-3	
フッ化ヒ素(III)	7784-35-2	
フッ化ヒ酸石灰	17068-86-9	
ヒ酸銅	10103-61-4	
ヒ酸鉄	10102-49-5	
ヒ酸水素二ナトリウム	7778-43-0	
ヒ酸鉛	7784-40-9	
ヒ酸亜鉛	13464-44-3	
三塩化ヒ素	7784-34-1	
ヒ酸ナトリウム	13464-38-5	
ヒ酸カリウム	7784-41-0	
ヒ化水素	7784-42-1	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.41	ポリ塩化ビニル(PVC)とPVCコポリマー及びそれらの混合物	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ポリ塩化ビニル(PVC)	9002-86-2	
その他のポリ塩化ビニル	-	
主な適用法令	(米国)半導体技術協会 JS709	
備考		

【表.4】管理対象物質リスト

注1.報告用途:法規制で規制される物質の対象用途。

物質毎に、「全製品」、「電池」、「織物製品」などの対象用途が指定される。

この対象用途に該当しない場合は含有化学物質管理の対象外になる。

注2.報告閾値:法規制で規制される物質の対象用途における閾値。

報告閾値が含有となった場合は、「報告レベル(製品/成形品/部品/材料)」に示されている分母で計算した含有率で含有を判断する。

注3.CAS番号: CAS番号の無い物質に対しては、chemSHERPAのSN番号を記載している場合があります。

注4.本資料に掲載されている化学物質に記載で無くても、対象となる化学物質が存在する場合があります。

No.1001	臭素系難燃剤(BFR)(PBB類、PBDE類、HBCDDを除く)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
積層プリント配線基板	- 基板中の臭素の含有合計で0.09wt%(900ppm)	
積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	- プラスチック材料中の臭素として0.1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ISO 1043-4 コード番号FR(14)[脂肪族/脂環式臭素化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-	
ISO 1043-4 コード番号FR(15)[脂肪族/脂環式臭素化合物とアンチモン化合物の組み合わせ]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-	
ISO 1043-4 コード番号FR(16)[芳香族臭素化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)の表記法に該当する臭素系難燃剤	-	
ISO 1043-4 コード番号FR(17)[芳香族臭素化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)とアンチモン化合物の組み合わせ]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-	
ISO 1043-4 コード番号FR(22)[脂肪族/脂環式塩素化及び臭素化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-	
ISO 1043-4 コード番号FR(42)[臭素化有機リン化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-	
ポリ(2,6-ジプロモフェニレンオキシド)	69882-11-7	
テトラデカプロモ-P-ジフェノキシベンゼン	58965-66-5	
1,2-ビス(2,4,6-トリプロモフェノキシ)エタン	37853-59-1	
2,2-ビス(3,5-ジプロモ-4-ヒドロキシフェニル)プロパン (TBBA)	79-94-7	
テトラプロモビスフェノールA (unspecified)	30496-13-0	
TBBA-エピクロルヒドリン オリゴマー	40039-93-8	
TBBA-TBBA-ジグリシジル-エーテル オリゴマー	70682-74-5	
ホスゲン・2,2',6,6'-テトラプロモ-4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール重合体	28906-13-0	
フェノール・ホスゲン・2,2',6,6'-テトラプロモ-4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール重合体	94334-64-2	
TBBA カルボナート オリゴマー, 2,4,6-トリプロモ-フェノール 終端	71342-77-3	
ホスゲン・4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール・2,2',6,6'-テトラプロモ-4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール重合体	32844-27-2	
臭素化エポキシレジン, トリプロモフェノールエンドキャップ	139638-58-7	
臭素化エポキシレジン, トリプロモフェノールエンドキャップ	135229-48-0	
2,2-ビス[3,5-ジプロモ-4-(2,3-ジプロモプロポキシ)フェニル]プロパン	21850-44-2	
2,2'-[イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール	4162-45-2	
2,2-ビス(4-アリルオキシ-3,5-ジプロモフェニル)プロパン	25327-89-3	
1,1'-(プロパン-2,2-ジイル)ビス(3,5-ジプロモ-4-メトキシベンゼン)	37853-61-5	
ビス(4-ヒドロキシ-3,5-ジプロモフェニル)スルホン	39635-79-5	
ビス(3,5-ジプロモ-4-ジプロモプロピルオキシフェニル)スルホン	42757-55-1	
2,4-ジプロモフェノール	615-58-7	
2,4,6-トリプロモフェノール	118-79-6	
ペンタプロモフェノール	608-71-9	
2,4,6-トリプロモフェニルアリルエーテル	3278-89-5	
トリプロモフェニルアリルエーテル (unspecified)	26762-91-4	
ビス(メチル)テトラプロモ-フタル酸	55481-60-2	
ビス(2-エチルヘキシル)-テトラプロモフタラート	26040-51-7	
3,4,5,6-テトラプロモフタル酸1-[2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル]2-(2-ヒドロキシプロピル)	20566-35-2	
TBPAと酸化グリコール及び酸化プロピレンとのエステル	75790-69-1	
3,3',4,4',5,5',6,6'-オクタプロモ[N,N'-エチレンジフタルイミド]	32588-76-4	
2,2'-エチレンビス(4,7-メタノ-5,6-ジプロモヘキサヒドロイソインドリン-1,3-ジオン)	52907-07-0	

No.1001	臭素系難燃剤(BFR)(PBB類、PBDE類、HBCDDを除く)(続き)	
化学物質名	CAS No.(注3)	
2,3-ジブロモ-2-ブテン-1,4-ジオール	3234-02-4	
2,2-ビス(ブロモメチル)プロパン-1,3-ジオール	3296-90-0	
2,3-ジブロモプロパン-1-オール	96-13-9	
3-ブロモ-2,2-ビス(ブロモメチル)プロパン-1-オール	36483-57-5	
トリブロモ(ビニル)ベンゼン重合体	57137-10-7	
トリブロモ(ビニル)ベンゼン	61368-34-1	
ジブロモスチレン PPグラフト	171091-06-8	
ar,ar-ジブロモスチレン	31780-26-4	
ブロモ-/クロロ-パラフィン	68955-41-9	
ブロモ-/クロロ- $\alpha$ -オレフィン	82600-56-4	
臭化ビニル	593-60-2	
トリス(2,3-ジブロモプロピル)イソシアヌル酸	52434-90-9	
リン酸トリス(2,4-ジブロモ-フェニル)	49690-63-3	
トリス[3-ブロモ-2,2-ビス(ブロモメチル)プロパン-1-イル]=ホスファート	19186-97-1	
塩素化及び臭素化リン酸エステル	125997-20-8	
ペンタブロモトルエン	87-83-2	
1,2,3,4,5-ペンタブロモ-6-ブロモメチルベンゼン	38521-51-6	
ポリブタジエン ブロム化物	68441-46-3	
アクリル酸=2,3,4,5,6-ペンタブロモベンジル	59447-55-1	
ペンタブロモ-ベンジル-アクリル酸, ポリマー	59447-57-3	
1,1'-(1,2-エタンジイル)ビス[2,3,4,5,6-ペンタブロモベンゼン]	84852-53-9	
1-(2,4,6-トリブロモフェニル)-1H-ピロール-2,5-ジオン	59789-51-4	
オクタブロモ-1,1,3-トリメチル-1-フェニルインダン (FR-1808)	155613-93-7	
テトラブロモシクロオクタン	31454-48-5	
1,2-ジブロモ-4-(1,2-ジブロモエチル)シクロヘキサン	3322-93-8	
テトラブロモフタル酸二ナトリウム	25357-79-3	
テトラブロモフタル酸無水物	632-79-1	
その他の臭素系難燃剤	-	
主な適用法令	(国際標準)IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances (国際標準)IPC-4101	
備考		

No.1002	塩素系難燃剤(CFR)	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
積層プリント配線基板	- 基板中の臭素の含有合計で0.09wt%(900ppm)	
積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	- プラスチック材料中の臭素として0.1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
テトラビス(クロロエチル)ジクロロネオペンチルグリコール-ジフォスフェート	38051-10-4	
トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート	13674-84-5	
2,2-ビス(ブromoメチル)-3-クロロプロピル=ビス(1,3-ジクロロプロパン-2-イル)=ホスファート	66108-37-0	
トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファート	13674-87-8	
ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16.9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン(デクロランプラス)	-	
1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16.9.02,13.05,10]オクタデカン-7,15-ジエン	13560-89-9	
(1S,2S,5S,6S,9R,10R,13R,14R)-1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.1 <sup>6,9,0<sup>2</sup>,13,05,10</sup> ]オクタデカ-7,15-ジエン	135821-74-8	
(1S,2S,5R,6R,9S,10S,13R,14R)-1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.1 <sup>6,9,0<sup>2</sup>,13,05,10</sup> ]オクタデカ-7,15-ジエン	135821-03-3	
その他の塩素系難燃剤	-	
主な適用法令	(国際標準)IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances (国際標準)IPC-4101	
備考		

No.1003	ベリリウム及びその化合物	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ベリリウム	7440-41-7	
ベリリウム-アルミニウム合金	12770-50-2	
塩化ベリリウム	7787-47-5	
フッ化ベリリウム	7787-49-7	
水酸化ベリリウム	13327-32-7	
酸化ベリリウム	1304-56-9	
リン酸ベリリウム	13598-15-7	
硫酸ベリリウム	13510-49-1	
硫酸ベリリウム四水和物	7787-56-6	
ベリル鉱石	1302-52-9	
その他のベリリウム化合物	-	
主な適用法令	(EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1004	フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
テトラフルオロメタン(4 フッ化炭素、PFC-14)	75-73-0	
ヘキサフルオロエタン(PFC-116)	76-16-4	
オクタフルオロプロパン(PFC-218)	76-19-7	
デカフルオロブタン(PFC-31-10)	355-25-9	
ドデカフルオロペンタン(PFC-41-12)	678-26-2	
テトラデカフルオロヘキサン(PFC-51-14)	355-42-0	
オクタフルオロシクロブタン(PFC-c318)	115-25-3	
六フッ化硫黄	2551-62-4	
トリフルオロメタン-(HFC-23)	75-46-7	
ジフルオロメタン-(HFC-32)	75-10-5	
フッ化メチル-(HFC-41)	593-53-3	
2H,3H-デカフルオロペンタン-(HFC-43-10mee)	138495-42-8	
ペンタフルオロエタン(HFC-125)	354-33-6	
1,1,2,2-テトラフルオロエタン-(HFC-134)	359-35-3	
1,1,1,2- テトラフルオロエタン-(HFC-134a)	811-97-2	
1,1-ジフルオロエタン-(HFC-152a)	75-37-6	
1,1,2-トリフルオロエタン-(HFC-143)	430-66-0	
1,1,1-トリフルオロエタン-(HFC-143a)	420-46-2	
2H-ヘプタフルオロプロパン-(HFC-227ea)	431-89-0	
1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236cb)	677-56-5	
1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン-(HFC-236ea)	431-63-0	
1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン-(HFC-236fa)	690-39-1	
1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン-(HFC-245ca)	679-86-7	
1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン-(HFC-245fa)	460-73-1	
1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン-(HFC-365mfc)	406-58-6	
その他のフッ素系温室効果ガス	-	
主な適用法令	(国際標準)IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	
備考		

No.1005	過塩素酸塩	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の6E-7wt%(0.006ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
過塩素酸リチウム	7791-03-9	
過塩素酸アンモニウム	7790-98-9	
二過塩素酸バリウム	13465-95-7	
二過塩素酸鉛	13637-76-8	
二過塩素酸マグネシウム	10034-81-8	
二過塩素酸コバルト(II)	13455-31-7	
二過塩素酸水銀(II)	7616-83-3	
ビス過塩素酸ニッケル(II)・6水和物	13520-61-1	
過塩素酸ニッケル(II)	13637-71-3	
過塩素酸カリウム	7778-74-7	
過塩素酸ナトリウム	7601-89-0	
三過塩素酸タリウム(III)	15596-83-5	
過塩素酸ナトリウム一水和物	7791-07-3	
その他の過塩素酸塩	SN034	
主な適用法令	(国際標準)IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	
備考		

No.1006	4-4'-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノールA)(BPA)	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加 - 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
4-4'-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノールA)(BPA)	80-05-7	
主な適用法令	(国際標準)IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	
備考		

No.1007	二塩化コバルト(Ⅱ)、塩化コバルト	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	・意図的添加 ・均質材料の0.1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
二塩化コバルト(Ⅱ)、塩化コバルト	7646-79-9	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1008	フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加 - 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	84-75-3	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1009	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
フタル酸ジイソデシル(DIDP)	26761-40-0 68515-49-1	
主な適用法令	(EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1010	フタル酸ジイソノニル(DINP)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
フタル酸ジイソノニル(DINP)	28553-12-0 68515-48-0 26761-40-0	
主な適用法令	(EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1011	フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	117-84-0	
主な適用法令	(EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1012	ホウ酸	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1013	四ホウ酸二ナトリウム類	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 意図的添加 - 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
四ホウ酸二ナトリウム	1330-43-4	
四ホウ酸二ナトリウム 5 水和物	12179-04-3	
四ホウ酸二ナトリウム 10 水和物(ほう砂)	1303-96-4	
七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物	12267-73-1	
その他の四ホウ酸二ナトリウム類	-	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1014	耐火セラミック繊維 (RCF)、アルミノ珪酸塩	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
耐火セラミック繊維 (RCF)、アルミノ珪酸塩 アルミノシリケートの耐火セラミック繊維(CLP 規則( EC) No 1272/2008)Annex VI, part 3, table 3.1 の SVHC の index number 650-017-00-8 に該当し、かつ、a)アルミニウムおよび珪素の酸化物が濃度不定で主成分である、b)繊維長が加重幾何平均直径(LWGMD)から幾何標準偏差の 2 倍を差し引いて 6 μ m 以下である、c)アルカリ酸化物およびアルカリ土類酸化物の含有量が 18wt%以下、の条件を満たすもの)	SN0007	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		



No.1015	耐火セラミック繊維 (RCF)、ジルコニアアルミノ珪酸塩	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
耐火セラミック繊維 (RCF)、ジルコニアアルミノ珪酸塩 ジルコニアアルミノシリケートの耐火セラミック繊維(CLP 規則( EC) No 1272/2008)Annex VI, part 3, table 3.1 の SVHC の index number 650-017-00-8 に該当し、かつ、a)アルミニウムおよび珪素の酸化物が濃度不定で主成分である、b)繊維長が加重幾何平均直径(LWGMD)から幾何標準偏差の2倍を差し引いて6μm以下である、c)アルカリ酸化物およびアルカリ土類酸化物の含有量が18wt%以下、の条件を満たすもの)	SN0055	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.1016	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
メチルヘキサヒドロフタル酸	25550-51-0	
ヘキサヒドロ-4-メチルフタル酸	19438-60-9	
ヘキサヒドロ-1-メチルフタル酸	48122-14-1	
ヘキサヒドロ-3-メチルフタル酸	57110-29-9	
その他のメチルヘキサヒドロ無水フタル酸	SG039	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.1017	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ポリ(オキシエチレン)=p-ノニルフェニル=エーテル	26027-38-3	
2-[2-[2-[2-(4-ノニルフェノキシ)エトキシ]エトキシ]エトキシ]エタノール	7311-27-5	
α-(ノニルフェニル)-ω-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)	20427-84-3	
17-(4-ノニルフェノキシ)-3,6,9,12,15-ペンタオキサヘプタデカン-1-オール	34166-38-6	
20-(p-ノニルフェノキシ)-3,6,9,12,15,18-ヘキサオキサICOSAN-1-オール	27942-27-4	
1-ノニル-4-(26-ヒドロキシ-3,6,9,12,15,18,21,24-オクタオキサヘキサコサン-1-イルオキシ)ベンゼン	14409-72-4	
エチレングリコール ノニルフェニルエーテル	104-35-8	
α-ヒドロ-ω-(イソノニルフェノキシ)ポリ(オキシエチレン)	37205-87-1	
α-(4-ノニルフェニル)-ω-ヒドロキシポリ(オキシ-1,2-エタンジール)(分枝型)	127087-87-0	
α-(ノニルフェニル)-ω-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)	156609-10-8	
その他の4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート物質	-	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.1018	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-アルキルエステルまたはデシル、ヘキシル、オクチルジエステルの混合物	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-アルキルエステル <<注:次の条件を満たす場合、REACH 認可候補物質(SVHC)に該当。[フタル酸ジヘキシル(EC No. 201-559-5)を 0.3%以上含有]>>	68515-51-5	
1,2-ベンゼンジカルボン酸のデシル、ヘキシル、オクチルジエステルの混合物 <<注:次の条件を満たす場合、REACH 認可候補物質(SVHC)に該当。[フタル酸ジヘキシル(EC No. 201-559-5)を 0.3%以上含有]>>	68648-93-1	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.1019	パーフルオロノナン-1-酸とそのナトリウム及びアンモニウム塩類	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ベルフルオロノナン酸	375-95-1	
ヘプタデカフルオロノナン酸アンモニウム	4149-60-4	
ヘプタデカフルオロノナン酸ナトリウム	21049-39-8	
その他の パーフルオロノナン-1-酸とそのナトリウム及びアンモニウム塩類	-	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1020	ノナデカフルオロデカン酸(PFDA)およびそのナトリウムとアンモニウム塩	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ノナデカフルオロデカン酸	35-76-2	
ナトリウム=ノナデカフルオロデカノアート	3830-45-3	
アンモニウム=ノナデカフルオロデカノアート	3108-42-7	
その他のノナデカフルオロデカン酸(PFDA)およびそのナトリウムとアンモニウム塩	-	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1021	分岐及び直鎖型 4-ニルフェノールエトキシレート(0.1%以上含む亜リン酸トリス(4-ニルフェニル、分岐及び直鎖型) (TNPP)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
4-ニルフェノール、亜リン酸 (3:1)<<注:次の条件を満たす場合、REACH 認可候補物質 (SVHC)に該当。[分岐及び直鎖型 4-ニルフェノールエトキシレート(4-NP)を0.1%以上含有]>>	3050-88-2	
p-イソニルフェノール、ホスフィット	31631-13-7	
p-sec-ニルフェノール、ホスフィット	106599-06-8	
その他のノナデカフルオロデカン酸(PFDA)およびそのナトリウムとアンモニウム塩	-	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.1022	1,2-ジメトキシエタン;エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
1,2-ジメトキシエタン;エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)	110-71-4	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1023	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ビス(2-メトキシエチル)エーテル	111-96-6	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1024	1,3-プロパンスルトン	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
1,3-プロパンスルトン	1120-71-4	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1025	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン(TEGDME;トリグリム)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン(TEGDME;トリグリム)	112-49-2	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1026	ビス(2-メトキシエチル)=フタラート	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ビス(2-メトキシエチル)=フタラート	117-82-8	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1027	八ホウ酸二ナトリウムアンヒドロ亜酸	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
八ホウ酸二ナトリウムアンヒドロ亜酸	12008-41-2	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1028	三酸化二ホウ素	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
三酸化二ホウ素	1303-86-2	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1029	フタル酸ジペンチル、フタル酸ジアミル(DPP)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
フタル酸ジペンチル、フタル酸ジアミル(DPP)	131-18-0	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1030	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	140-66-9	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.1031	ビス(2-エチルヘキサン-1-イル)=2,2'-[(ジオクタン-1-イルスタンナンジイル)ビス(スルファンジイル)]ジアセタート(DOTE)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ビス(2-エチルヘキサン-1-イル)=2,2'-[(ジオクタン-1-イルスタンナンジイル)ビス(スルファンジイル)]ジアセタート(DOTE)	15571-58-1	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1032	C.I.ダイレクトブラック38	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
C.I.ダイレクトブラック 38	1937-37-7	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1033	ジブチルビス(2,4-ペンタンジオナト)スズ(IV)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
スズ,ジブチルビス(2,4-ペンタンジオナト-0,0')-, (OC-6-11)-	22673-19-4	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1034	2-(2H-ベンゾトリアゾール2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
2-(2H-ベンゾトリアゾール2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	25973-55-1	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.1035	2-(2H-ベンゾトリアゾール2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール(UV-350)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
2-(2H-ベンゾトリアゾール2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール(UV-350)	36437-37-3	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.1036	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロベンゾトリアゾール2-イル)フェノール(UV-327)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt%(1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロベンゾトリアゾール2-イル)フェノール(UV-327) 2-(2-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-ブチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール [別名:2-(3,5-ジ-tert-ブチル-2-ヒドロキシフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール]	3864-99-1	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.1037	ドデカメチルシクロヘキサシロキサン(D6)	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ドデカメチルシクロヘキサシロキサン(D6) 2,2,4,4,6,6,8,8,10,10,12,12-ドデカメチルシクロヘキサシロキサン	540-97-6	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.1038	デカメチルシクロペンタシロキサン(D5)	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
デカメチルシクロペンタシロキサン(D5) 2,2,4,4,6,6,8,8,10,10-デカメチルシクロペンタシロキサン	541-02-6	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1039	オクタメチルシクロテトラシロキサン(D4)	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
オクタメチルシクロテトラシロキサン(D4) 2,2,4,4,6,6,8,8-オクタメチルシクロテトラシロキサン	556-67-2	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1040	3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート)二ナトリウム(C.I.ダイレクトレッド28)	
報告用途(注1)	基準／報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート)二ナトリウム(C.I.ダイレクトレッド28)	573-58-0	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1041	フタル酸ジイソペンチル(ジイソペンチル=フタラート)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
フタル酸ジイソペンチル(ジイソペンチル=フタラート)	605-50-5	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1042	水素化テルフェニル	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
水素化テルフェニル	61788-32-7	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.1043	1,2-ジエトキシエタン	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
1,2-ジエトキシエタン	629-14-1	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1044	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン 4,4'-(4-メチルペンタン-2,2-ジイル)ジフェノール	6807-17-6	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		



No.1045	N,N-ジメチルホルムアミド(DMF)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
N,N-ジメチルホルムアミド(DMF)	68-12-2	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1046	ジアルキル(C=7~11、分枝、直鎖)=フタラート	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ジアルキル(C=7~11、分枝、直鎖)=フタラート	68515-42-4	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1047	ジヘキシル(分枝、直鎖)=フタラート	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ジヘキシル(分枝、直鎖)=フタラート	68515-50-4	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1048	フタル酸ジイソヘキシル(ジイソヘキシル=フタラート)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
フタル酸ジイソヘキシル(ジイソヘキシル=フタラート)	71850-09-4	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1049	フタル酸ジ分岐アルキルエステル(炭素数6~8、7が主成分)(ジアルキル(C=6~8、分枝、C7に富む)=フタラート)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
フタル酸ジ分岐アルキルエステル(炭素数6~8、7が主成分)(ジアルキル(C=6~8、分枝、C7に富む)=フタラート)	71888-89-6	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1050	フタル酸N-ペンチル-イソペンチル(N-ペンチル-イソペンチルフタル酸)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
フタル酸N-ペンチル-イソペンチル(N-ペンチル-イソペンチルフタル酸)	776297-69-9	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.1051	フタル酸ジシクロヘキシル(ジシクロヘキサン-1-イル=フタラート)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
フタル酸ジシクロヘキシル(ジシクロヘキサン-1-イル=フタラート)	84-61-7	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1052	フタル酸ジペンチル(直鎖、分岐)(ジペンチル(分枝および直鎖)=フタラート)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
フタル酸ジペンチル(直鎖、分岐)(ジペンチル(分枝および直鎖)=フタラート)	84777-06-0	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1053	2-イミダゾリジンチオン(イミダゾリジン-2-チオン(2-イミダゾリン-2-チオール))	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
2-イミダゾリジンチオン(イミダゾリジン-2-チオン(2-イミダゾリン-2-チオール)) イミダゾリジン-2-チオン	96-45-7	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1054	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルを構成要素とする物質 (DOTEとMOTEを構成要素とする物質)	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルを構成要素とする物質 (DOTEとMOTEを構成要素とする物質)	SN0084	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1055	パーフルオロブタンスルホン酸(PFBS)とその塩	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ペルフルオロブタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム	25628-08-4	
1,1,2,2,3,3,4,4,4-ノナフルオロブタン-1-スルホン酸 (PFBS)	375-73-5	
パーフルオロブタンスルホン酸カリウム(KPFBS)	29420-49-3	
ノナフルオロブタン-1-スルホン酸塩 (PFBS)	SN0104	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.1056	ジオクチルビス[(1-オキソドデシル)オキシ]スズ、スタンナン、ジオクチル-, ビス(ココアシルオキシ)誘導体及びその他の全てのスタンナン、ジオクチル-, ビス(脂肪酸アシルオキシ)誘導体ただし脂肪酸アシルオキシ部分の炭素数が主に C12 であるもの	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ジオクチルビス[(1-オキソドデシル)オキシ]スズ	3648-18-8	
スタンナン、ジオクチル-, ビス(ココアシルオキシ)誘導体	91648-39-4	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1057	テトラエチレングリコールジメチルエーテル	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
テトラエチレングリコールジメチルエーテル	143-24-8	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC	
備考		

No.1058	トリス(ジメチルフェニル)ホスファート	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
トリス(ジメチルフェニル)ホスファート	25155-23-1	
主な適用法令	(EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

No.1059	ペンタデカフルオロオクタノ酸アンモニウム	
報告用途(注1)	基準/報告閾値(注2)	
全製品	- 均質材料中の0.1wt% (1000ppm)	
適用除外	無	
化学物質名	CAS No.(注3)	
ペンタデカフルオロオクタノ酸アンモニウム(APFO)	3825-26-1	
主な適用法令	(EU) POPs規則 Annex I (EU) REACH規則 SVHC (EU) REACH規則 Annex XVII	
備考		

**【改版履歴】**

版数	改定月	改版履歴
初版	2017年09月	初版発行
2版	2021年08月	全面見直し、化学物質リスト更新

本件に関するお問い合わせは

株式会社やまびこ 品質保証部品質保証課

TEL 0428-32-6166

E-MAIL [reach-qadep@yamabiko-corp.co.jp](mailto:reach-qadep@yamabiko-corp.co.jp)